

10月企画運営委員会次第

日 時 平成28年10月27日(木)14:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

(1) 「保育の日前夜祭」について

(2) 平成28年度保育所等食育研修会について

(3) 平成28年度保育の姿と保育所保育指針を学ぶ研修会について

(4) 平成28年熊本地震被災地支援募金活動の結果について

(5) その他

4 報告事項

(1) 全保協情報 16-29,30,31,32,33,34

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

閉 会

※12月企画運営委員会(予定)

平成28年12月2日(金)14:30～ 県社会福祉会館4階第3研修室

「保育の日前夜祭」(第39回) 開催要領

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成28年12月2日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 4階 「浜風」
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)
(電話) 045(411)1111 (代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 厚生大臣感謝状受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
(4) 神奈川県ゆりの会会長
(5) 神奈川県保育士会会長
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション シロクマ楽団
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 11,000円
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
当日持参いただく場合、おつりのないようをお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 - ・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
 - ・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

平成28年度保育所等食育研修会開催要領

- 1 目的 アレルギーを持つ子どもの対応・支援、親との関わり方、園での困り事等を、
実戦経験豊かな講師から学んでいきます。
- 2 日時 平成29年1月13日(金) 午後1時00分から午後3時30分まで
受付 午後12時30分～
- 3 会場 神奈川県民ホール 6階 大会議室
横浜市中区山下町3-1 TEL045-662-5901
・みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口から徒歩6分
・JR・市営地下鉄「関内」駅徒歩15分
- 4 対象 会員保育所等勤務の調理担当、栄養士、園長等
- 5 定員 150名
- 6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三
[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 平成28年12月16日(金)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ
	食物アレルギーへの対応、子どもたちへの支援の仕方、保護者対応 ・湘北短期大学 生活プロデュース学科 講師 林 典子氏 質疑・応答、問題提起
15:20 15:30	閉 会

平成28年9月26日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成28年度保育所等食育研修会の講師・開催内容の変更について(ご案内)

時下、すますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて食育研修会については、9月15日付で開催の案内を差し上げていますが、講師の体調不良により予定していた内容で開催できなくなってしまいました。そこでアレルギー対策に経験豊富な湘北短期大学講師林典子先生により別添要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、平成28年12月16日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

なお、既に参加申し込みをされた方で、講師の変更によっても参加意思の変わらない方は、手続き不要です。受付開始時間、研修開始・終了時間が変更になっておりますのでご注意願います。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成28年度保育所等食育研修会

市・町・村 _____ 月 _____ 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		
実施日	1月13日(金)		

平成28年度保育の姿と保育所保育指針を学ぶ研修会開催要領

- 1 目的 新制度が始まり2年が過ぎ、三法令が平成30年に同時改訂・実施されようとしています。子どもをめぐるあゆみと保育所等のこれからは、園長、中堅リーダーが「考え、意識」して保育の場の子ども達に寄り添っていく為に共に学び、向上に繋げていきたいと思ひます。
- 2 日時 平成29年2月21日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
受付午後1時00分～
- 3 会場 神奈川県民ホール 6階 大会議室
横浜市中区山下町3-1 TEL045-662-5901
・みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口から徒歩6分
・JR・市営地下鉄「関内」駅徒歩15分
- 4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び関係者
- 5 定員 ①150名
- 6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円
- | |
|--|
| (1) 当日会場に持参していただいても結構です。 |
| (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。 |
| 【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <small>はぎわらけいぞう</small> 萩原敬三 |
| 【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会 |
- 7 申込方法 ①平成29年2月3日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ
	保育の姿と保育所保育指針を学ぶ 東京大学大学院 教授 秋田喜代美氏 質疑・応答
16:30	閉 会

平成28年10月14日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成28年度「保育の姿と保育所指針を学ぶ」研修会の開催について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する方は、準備の都合もございますので、平成29年2月3日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成28年度「保育の姿と保育所指針を学ぶ」研修会

市・町・村 月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		
実施日	平成29年2月21日(火)		

平成 28 年 10 月 3 日

一般社団法人神奈川県保育会
会 員 各 位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
神奈川県保育士会
会長 飯塚 裕子

平成 28 年熊本地震にかかわる被災地支援
募金活動の結果について(ご報告)

標記の件につきましては、平成 28 年 5 月 9 日付けで、神奈川県保育士会会長との連名で、会員の皆様にご協力をお願いいたしました。

その結果、次のとおりの多額の被災地支援募金が寄せられました。皆様方の真心と真摯な取組みに感謝申し上げます。

皆様から寄せられました支援募金は、10 月 3 日にとりまとめの上、「保育三団体被災地支援募金」送金口座に振込みましたことをご報告申し上げます。

① 被災地支援募金活動の金額	757,434 円
② 払込料金	864 円
①-② 振込額	756,570 円

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

0 4 5 - 3 1 1 - 8 7 5 4

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「第18回社会保障審議会福祉部会」開催～改正社会福祉法の施行に向けた検討事項（「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営）について協議～…………… 1

「第18回社会保障審議会福祉部会」開催

～改正社会福祉法の施行に向けた検討事項（「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営）について協議～

平成28年8月2日、第18回社会保障審議会福祉部会が開催されました。

改正社会福祉法の施行に向けた検討事項の協議が行われ、「社会福祉充実残額」の有効活用及び「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営について資料が示され、検討が行われました。

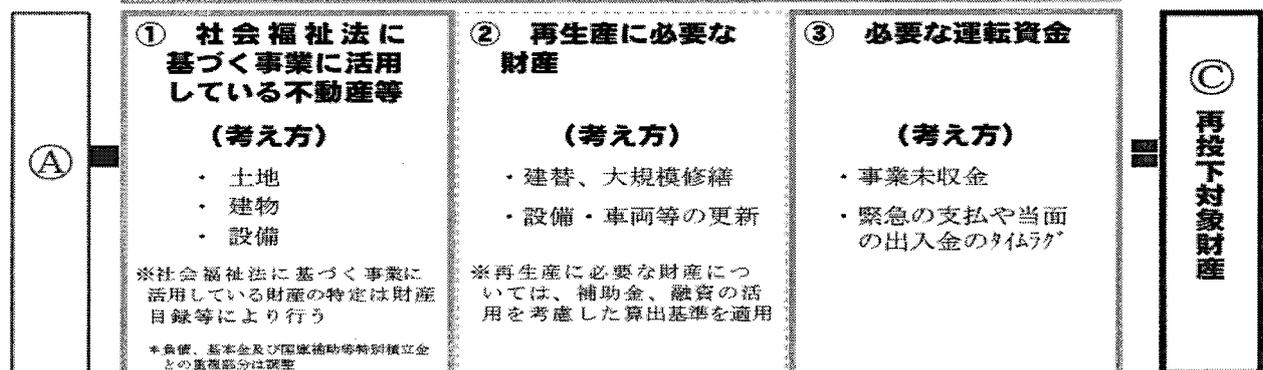
当日示された資料「社会福祉充実残額」の有効活用について（素案）では、社会福祉充実残額について、社会福祉法人が保有する財産に関して、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化し、社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する旨があらためて確認され、控除対象財産の考え方等が示されました。（以下、該当資料を抜粋）

「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金 = ①

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産



控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について

○ 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

4

控除対象財産②「固定資産の再取得に必要な財産」について

(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

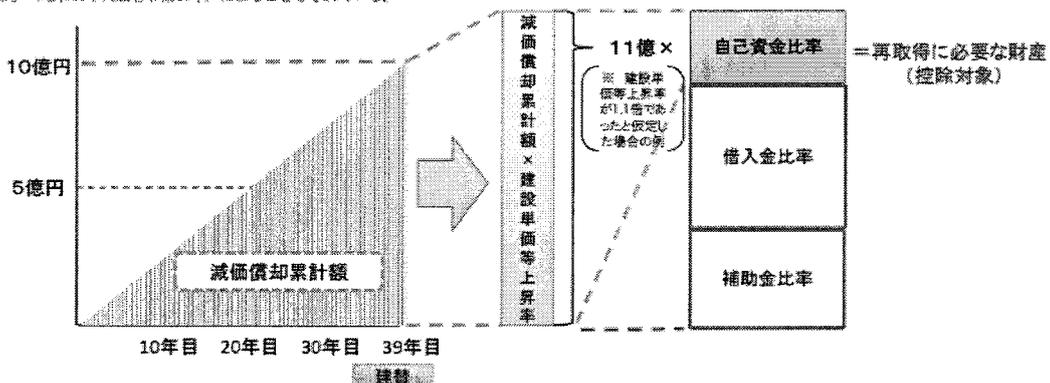
○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。



○減価償却累計額(建設単価等上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建替時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第18号)によることとされている。



5

控除対象財産③「必要な運転資金」について

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、
 ・ 「年間事業活動支出の1月分」 + 「事業未収金」
 としてはどうか。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

- ・ 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

- ・ 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
 - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
 - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象となる。

7

社会福祉充実残額の算定式

$$\text{社会福祉充実残額 (再投下対象財産) } \text{C} = \text{A (活用可能な財産)} - \text{B (控除対象財産① [社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等])} + \text{控除対象財産② [再生産に必要な財産]} + \text{控除対象財産③ [必要な運転資金]}$$

- ※1 **A** (活用可能な財産)
 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助等特別積立金
- ※2 控除対象財産① (社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等)
 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円
- ※3 控除対象財産② (再生産に必要な財産)
 = **【将来の建替に必要な費用】**
 (現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率〇. 〇) × 一般的な自己資金比率〇%
【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】
 + (現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合20%) - 過去の修繕額〇円
【設備・車両等の更新に必要な費用】
 + 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額
- ※4 控除対象財産③ (必要な運転資金) = 年間事業活動支出の1月分 + 事業未収金相当額

※ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「財務諸表開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

8

「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営について（素案）では、社会福祉充実計画の記載内容として、①法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報、②社会福祉充実残額の使途に関する検討結果、③資金計画、④事業費積算（概算）、⑤地域協議会等の意見とその反映状況（地域公益事業を行う場合に限り）等が省令事項のイメージ（案）として列挙されています。

計画の実施期間は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とされています（ただし、5年間で計画を終了することが困難であることに合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができる）。

計画の記載内容の変更を行う場合には、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要であり、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなります。なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更としています。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされています。その際、社会福祉法人に対して、できるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置することとされています。

この地域協議会について、当日資料では、実施責任、実施エリア、構成員、役割、広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱い等、考え方が以下枠内のおり示されています。

1. 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。
- ◆ 所轄庁は、地域協議会の立ちあげを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。
- ◆ また、所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。
- ◆ なお、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとし、具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。（人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。）
※ 所轄庁自身が地域協議会を開催することも妨げるものではない。
- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

2. 地域協議会の実施エリアについて

- ◆ 地域協議会の実施エリアは、原則として所轄庁単位とする。
- ◆ なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合には、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴

くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

3. 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。
 - ① 学識有識者
 - ② 保健医療福祉サービス事業者
 - ③ 民生委員・児童委員
 - ④ サービス利用（予定）者である地域住民
 - ⑤ 福祉行政職員（町村職員を含む。）
 - ⑥ 社会福祉協議会
- ◆ なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

4. 地域協議会の役割について

- ◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。
 - ① 地域の福祉課題に関すること
 - ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
 - ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
 - ④ 関係機関との連携に関すること
- ◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、
 - ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
 - ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
 - ③ 地域の関係者の連携の在り方などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。（地域公益事業の実施状況の確認については年1回程度行うことが考えられる。）
- ◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

5. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

- ◆ 複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合には、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

当日の資料は、以下、厚生労働省のホームページに掲載されています。

ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(福祉部会)>第18回社会保障審議会福祉部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132755.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」発出…………… 1
- ・「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集期間延長のご案内…………… 2

通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」発出

平成 28 年 8 月 8 日、内閣府、厚生労働省、文部科学省は、通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（以下、改正留意事項）を都道府県宛に発出しました。

本通知は、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとされ、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日）（以下、留意事項）は廃止されます。

改正留意事項では、平成 28 年度公定価格で新たに加わった各種加算（チーム保育推進加算 等）に係る取扱いが記載されています。

また、加減調整部分の「常態的に土曜日に閉所する場合」の要件について、以下の一文が追記されました。（下線部が追記部分）

(1) 調整の適用を受ける施設の認定 ※保育所（保育認定 2・3号）

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

本取扱いは、「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策についての」対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日）の中で示された、「土曜日共同保育の実施可能であることの明確化」を受けて、公定価格の減額の必要がないことの明確化が図られたものです。

なお、基本分単価に含まれる職員構成について、本年 2 月 18 日に公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正」（①朝夕の児童が少ない時間帯に必要な保育士数を 1 名で可とする取扱い、②児童の年齢に応じた必要保育士数のうち幼稚園教諭等を保育士とみなす取扱い、③一定の要件を満たした場合に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなす取扱い、④従来からあるみなし規定（乳児 4 人以上

を保育する場合の保健師・看護師・准看護師のうち1名を保育士とみなすことができる規定)と、②及び③を合計して基準職員の1/3の範囲内で配置が可能とする取扱い)を踏まえ、以下の注釈として記載されています。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条に基づいて都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

改正留意事項の内容は、別添のとおりです。なお、事業類型ごとに別紙1~10までありますので、それぞれご参照ください。

- 別紙1 幼稚園(教育標準時間認定1号)
- 別紙2 保育所(保育認定2・3号)
- 別紙3 認定こども園(教育標準時間認定1号)
- 別紙4 認定こども園(保育認定2・3号)
- 別紙5 家庭的保育事業(保育認定3号)
- 別紙6 小規模保育事業A型・B型(保育認定3号)
- 別紙7 小規模保育事業C型(保育認定3号)
- 別紙8 事業所内保育事業(保育認定3号)
- 別紙9 居宅訪問型保育事業(保育認定3号)
- 別紙10 特例施設型給付費・特例地域型保育給付費

「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集期間延長のご案内

全国社会福祉協議会では、平成28年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集しております。

この研究助成は、故植山つる氏(元淑徳大学名誉教授)からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和53年度より「植山研究奨励基金」として発足したもので、平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士並びに指導員等職員に対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励が図られています。

本研究助成は、上記のように保育者の専門性を高めることを目的として発足され、平成25年度には「保育園の1歳児におけるかみつき行為の要因分析」、平成27年度には「保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について」をテーマにした研究に助成されるなど、保育所が主体となった研究が助成対象となり、保育者の専門性の向上に大きな役割を果たしてきました。

本年度、9月2日(金)を締切として募集しているところ、8月25日現在、保育関係者からの応募はございません。

つきましては、9月9日(金)まで募集期間を延長いたしますので、ご応募についてご検討をお願い申し上げます。

本研究助成の募集要項は、全国社会福祉協議会ホームページからご覧いただけます。

【全国社会福祉協議会ホームページ】

http://www.shakyo.or.jp/sponsor/20160615_tsuru.html

府子本第 571 号
28 文科初第 727 号
雇児発 0823 第 1 号
平成 28 年 8 月 23 日

各 都道府県知事 殿



内閣府子ども・子育て本部統括官



文部科学省中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う
実施上の留意事項について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成 28 年内閣府告示第 1119 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図らねばならない。

なお、本通知は平成 28 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 350 号、26 文科初第 1464 号、雇児発 0331 第 9 号）は廃止する。

記

第 1 公定価格の具体的な算定方法等

(1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等

特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙 1 から別紙 10 によること。

(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置

教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 9 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号イ及びロ並びに同項第 3 号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に 1,000 分の 725 を乗じて得た額としている。

地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。

なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。

(3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格

別紙 1 から別紙 4 及び別紙 10 については、都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設（以下「私立施設」という。）に適用されるものであり、都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設に係る公定価格については、私立施設に適用される公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、施設を設置主体である都道府県及び市町村が定めるものであること。

第 2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

(1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

公定価格については、告示に定めるところにより各月の額を算定することになるが、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格については、以下の算式 1 又は算式 2 を用いて、日割りにより算定すること。

算式 1 月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格

- × その月の月途中の利用開始日からの開所日数^(注1) ÷ 日数^(注2)
- 算式2 月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法
告示により算定された各月の公定価格^(注1)
- × その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数^(注1) ÷ 日数^(注2)

(注1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日を用い、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。

(注2) 教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合、20日

上記以外の子ども場合、25日

(注3) 上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法

施設型給付等の支給を受けていた子どもが、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月(月初日)に変更となった場合はその月)から適用する公定価格を変更すること。

なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ(1)により算定すること。

第3 施設型給付費等の支弁方法

(1) 施設・事業者からの請求

施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書(私立保育所については委託費に係る請求書)を徴して支弁すること。

なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化することができること。

また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に応じて支弁されるものであること。

(2) 支弁時期

各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。

また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時(翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時)に併せて支弁又は精算をすること。

第4 充足すべき職員数の算定方法について

公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。

(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について

3歳児配置改善加算、満3歳児対応追加加算、チーム保育追加加算、主幹教諭等(主任保育士)専任加算、指導充実追加加算、チーム保育推進加算、学級編制調整追加加算、療育支援追加加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求められる職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担追加加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員^(注)を満たした上で、それぞれの加算において求められる事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。

また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。
(注) 園長等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(2) 各加算の適用順位について

各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択可能であること。

(3) 常勤以外の職員配置について

常勤以外の職員を配置する場合には、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。

算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計

$$\div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} \\ = \text{常勤換算値}$$

第5 虚偽等の場合の返還措置

市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講ずること。

別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））

I 地域区分等

1. 地域区分 (①)

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分 (②)

利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分 (③)

利用子ども数の認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分 (④)

利用子ども数の満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑤)、処遇改善等加算 (⑥) 及び3歳児配置改善加算 (⑧) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

II 基本部分

1. 基本分単価 (⑤)

(1) 額の算定
地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

(ア) 園長

(イ) 教員 (教諭)

基本分単価における必要教員数 (園長及び幼稚園設置基準 (昭和31年文部省令第32号) 第5条第3項に規定する教員を除く。) は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師が配置されていること (教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は12人以上の施設に限る。)

i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、
(注1) ここでいう「4歳以上児」及び「3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達し入園した者をいうこと。

(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。
<算式>

(14歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)))
+ (3歳児及び満3歳児数×1/20 (同))) ÷配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)

ii 学級編制調整加配

教育標準時間認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に1人

(ウ) その他

i 事務職員及び非常勤事務職員 (注)

(注) 園長等の職員が兼務する場合は、配置は不要であること。

ii 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(注) 嘱託等可。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑥)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 副園長・教頭配置加算 (⑦)

(1) 加算の要件

園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。
配置人数にかかわらず同額とする。

i 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。

ii 学校教育法施行規則 (昭和25年文部省令第11号) 第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。

iii 当該施設に常時勤務する者であること。

iv 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢等を記載した履歴書等) を做して (1) の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなつた日の属する月の翌月 (月の初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の

適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 3歳児配置改善加算【⑧】

(1) 加算の要件

Ⅱの1. (2) (イ) iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。

<算式>
$$\left\{ \frac{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}}{+ \{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}} \} + \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設定者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 満3歳児対応加算【⑨又は⑨'】

(1) 加算の要件

(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑨】

Ⅱの1. (2) (イ) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に
加算する。

<算式>

$$\left\{ \frac{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}}{+ \{3 \text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}} \} + \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑨'】

Ⅱの1. (2) (イ) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に
加算する。

<算式>

$$\left\{ \frac{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}}{+ \{3 \text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}} \} + \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設定者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 子育て保育加算【⑩】

(1) 加算の要件

基本単価【⑤】及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員(幼稚園教諭の免状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合には加算する。

なお、本加算の算定上の「加算人数」は、教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数【注1】の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数【注2】とする。

(注1) 教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数

46人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、

241人以上270人以下：3人、271人以上300人以下：4人、

301人以上450人以下：6人、451人以上：8人

(注2) 「必要教員数」を超えて配置する教員数に同じ、以下のとおり取り扱うこととする。

① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位を四捨五入した員数とする)から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合、小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 2人

② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位を四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合

小数点第1位が1又は2のときは、小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは、小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは、小数点第1位を切り上げて得た員数とする。

(例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設定者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況

を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の所属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効なものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「加配人数」を乗じて得た額とする。

6. 通園送迎加算(⑩)

(1) 加算の要件

利用子ども数の通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び通園送迎の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の所属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効なものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

7. 給食実施加算(⑪)

(1) 加算の要件

給食を実施している施設に加算する。

本加算の算定上の「適当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び給食の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の所属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効なものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

8. 外部監査費加算(⑬)

(1) 加算の要件

幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受ける場合に加算する。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び外部監査の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。(監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。)

なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村長に提出すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子ども数の単価に加算する。

IV 加減調整部分

1. 年齢別配置基準を下回る場合(⑭)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件
施設に配置する教員数が、Ⅱの1. (2) (イ) i 及び ii で定める教員数を下回る場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、必要教員数から配置教員数を減じて得た人数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1. (2) で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算相当の単価にⅢの1. (2) で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「人数」を乗じて得た額とする。

V. 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(⑯)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件
直前の連続する2年度間(注1)常に利用定員を超えており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われたことが原則であることから、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 直前の連続する2年度間の起算点
確認(子ども・子育て支援法附則第7条によるみなし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。

(注2) 年間平均在所率
当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(注3) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項
利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認の上行うこと。

(イ) ただし、子ども・子育て支援法による確認を受ける前から既に認可定員(収容定員)を超過していた私立幼稚園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減

額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、子ども・子育て支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れていた私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。

(ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

本調整措置が適用される施設における基本単価(⑮)から年齢別配置基準を下回る場合(⑰)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

Ⅵ. 特定加算部分

1. 主幹教諭等専任加算(⑱)

(1) 加算の要件

主幹教諭等(学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。)を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本単価(⑮)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員(非常勤講師等)を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

i 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

iii 満3歳児に対する教育・保育の提供(月の初日において満3歳児が1人以上利用してい

る月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。))

iv 障害児(軽度障害児を含む。) (注) に対する教育・保育の提供(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、(1)のiからivの事業等の実施状況等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いためとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1、(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2. 子育て支援活動費加算(⑦)

(1) 加算の要件

主幹教諭等専任加算(⑥)の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、子育て支援活動等の実施状況等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いためとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 療育支援加算(⑧)

(1) 加算の要件

主幹教諭等専任加算(⑥)の対象施設かつ障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主幹教諭等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもへの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと。(注4)

(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象の子ども等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いためとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1、(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

4. 指導充実加算(⑨)

(1) 加算の要件

基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、そ

の施設設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

5. 事務負担対応追加加算(20)

(1) 加算の要件

基本分単価(5)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(5)を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

6. 冷暖房費加算(20)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規
-----	-------------------------------------

	定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

7. 施設関係者評価加算(20)

(1) 加算の要件

学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場に加算する。

評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体で作成したものを含む。）に準拠し、同規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、評価の実施状況等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注) 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に実行されていることを事後に確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

8. 除雪費加算(20)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

9. 降灰除去費加算(20)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

10. 施設機能強化推進費加算⁽⁶⁾

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^{(注1)・(注2)・(注3)}を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

i 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)、私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の園庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

iii 満3歳児に対する教育・保育の提供(4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。)

iv 障害児(軽度障害児を含む。)^(注4)に対する教育・保育の提供(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難用具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食運費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)、役員費(通信運搬費)、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料、賃金、委託費(防災訓練及び避難用具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をすにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等については必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。なお、市町村は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うこと。

11. 小学校接続加算⁽⁷⁾

(1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等)が分かる資料等を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

12. 栄養管理加算⁽⁸⁾

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注1)して、栄養士から献立やアレルギ一、アトピー等への助言、食育等に関する継続的^(注2)な指導を受けられる施設に加算する。

(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
(注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書

類等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども数の単価に加算する。

13. 第三者評価受審加算(発)

(1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村量が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設定者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども数の単価に加算する。

I. 地域区分等

1. 地域区分(①)

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分(②)

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。
なお、分園を設置する施設に係る基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)及び所長設置加算(⑧)については、中心園と分園それぞれ利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分(③)

利用子ども数の認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分(④)

利用子ども数の満年齢に応じた区分を適用する。
なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)、3歳児配置改善加算(⑨)及び夜間保育加算(⑩)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分(⑤)

利用子ども数の保育必要量に応じた区分を適用する。

II. 基本部分

1. 基本分単価(⑥)

(1) 額の算定

地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(⑤)(以下「地域区分等」という。)に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。
なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

(ア) 保育士

基本分単価における必要保育士数は以下のiとiiを合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

i 年齢別配置基準^(※)

4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

(注1) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

$$\{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + \{3 \text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$$

= 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあっては、その施設を設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。
 （注）平成27年3月31日以前に、保育所運営費における所長設置の保育単面の適用を受けており、所長の配置状況に変更がない保育所については、加算の認定を簡略化することができる。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定
 加算額は、地域区分等に感じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 3歳児配置改善加算(9)

(1) 加算の要件
 IIの1. (2) (ア) iの年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。
 <算式>

$$\frac{(4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)))} + (3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}) + (1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}) + (乳児数 \times 1/3 \text{ (同)})}{\text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}}$$

(2) 加算の認定
 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設を設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定
 加算額は、地域区分等に感じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする（年度の初日における年齢が満2歳の子どもを除く）。

4. 休日保育加算(10)

(1) 加算の要件
 日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。
 (ア) 休日等を含めた年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。

(イ) 児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2条の規定に基づき、対象子ども年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

ii その他(※)
 a 利用定員90人以下の施設については1人
 b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(※1)
 c 上記1及びiiのa、bの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間2日分の費用を算定(※2)

(注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子ども数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。
 (注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2条に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 調理員等
 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）(※)
 (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
 ii 非常勤事務職員(※)
 (注) 施設長等の職員が業務委託する場合は、配置は不要であること。
 iii 嘱託医・嘱託歯科医

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算(7)

(1) 加算の要件及び加算の認定
 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。
 (2) 加算額の算定
 加算額は、地域区分等に感じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 所長設置加算(8)

(1) 加算の要件
 所長を配置する施設に加算する。なお、所長を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。
 (ア) その所長が児童福祉事業等に2年以上従事した者(※1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(※2)で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示
 児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員、児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等
 (注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示
 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

(イ) したがって施設において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

(2) 加算の認定

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

(2) 加算額の算定

(ア) 加算額の算定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に於いた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

5. 夜間保育加算(⑩)

(1) 加算の要件

夜間保育を実施する施設(「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設。)に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に於いた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6. 減価償却費加算(⑪)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 保育所の用に供する建物が自己所有であること^(注1)

(イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと^(注2)

(エ) 賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃借物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たり改修等に要した費用を2,000円を超えて得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都	道	府	県
A 地域	青森県	岩手県	福島県	東京都 富山県 山梨県 長野県 新潟県 石川県 岐阜県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 香川県 高知県 徳島県 愛媛県 福岡県 大分県
B 地域	北海道	宮城県	秋田県	山形県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 岐阜県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 香川県 高知県 徳島県 愛媛県 福岡県 大分県
C 地域	北海道	青森県	岩手県	福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 新潟県 石川県 岐阜県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 香川県 高知県 徳島県 愛媛県 福岡県 大分県
D 地域	北海道	青森県	岩手県	福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 新潟県 石川県 岐阜県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 香川県 高知県 徳島県 愛媛県 福岡県 大分県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/ℓ㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

7. 賃借料加算(⑬)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 保育所の用に供する建物が賃借物件であること^(注)

(イ) (ア)の賃借物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算(⑫)の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃借による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、賃借契約書等)を徴

して確認すること。

- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都道府県			
	標準 都市部	標準 都市部	標準 都市部	標準 都市部
A 地域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
B 地域	静岡県	滋賀県	京都府	大阪府
C 地域	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県
D 地域	北海道	青森県	岩手県	山形県
		岐阜県	富山県	石川県
		愛知県	岐阜県	静岡県
		徳島県	香川県	岡山県
		山口県	広島県	福岡県
		宮崎県	鹿児島県	福岡県
		大分県	佐賀県	長崎県
			熊本県	熊本県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/ℓm²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

8. チーム保育推進加算(14)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- (ア) 「必要保育士数」(基本分単価(6))及び他の加算の認定に当たって求められる数)を
超えて保育士を配置していること

- (イ) キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること(注1)

- (ウ) 職員の平均勤続年数が15年以上であること(注2)

- (エ) 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の職員の賃金改善に充てること

(注1) チーム保育体制の整備とは、IIの1.(ア)の年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

(注2) 職員の平均勤続年数については、処遇改善等加算における職員1人当たりの平均勤続年数をもって確認すること。

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設定者からその旨の申請を市町村長が定める期日までに提出させ、当該施設の申請内容について必要を審査を行い、必要と認められた場合は当該施設に速やかに通知すること。

- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請及び指導監督等を通じてその状況把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に依じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)

で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、加算額の実績と(1)の(エ)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により買金改善に充てること。

IV 加減調整部分

1. 分園の場合(15)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
保育所の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された保育所分園。)に適用する。

(2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算(7)及び所長設置加算(8)の額の合計に、地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2. 常態的に土曜日に閉所する場合(16)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
施設を利用する保育認定子どもにもついで、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもは、土曜日に係る保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

- (ア) 調整の適用を受ける施設の設定者は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をすに当たっては、その施設の設定者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、保育所については、原則として、土曜日を含まむ週6日間の閉所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村長において指導を行うこと。

- (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算(7)、3歳児配置改善加算(9)及び夜間保育加算(10)の額の合計に、地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(17)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
直前の連続する5年度間(注1)常に利用定員を超えており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

- (注1) 直前の連続する5年度間の計算点を確認(子ども・子育て支援法附則第7条によるのみならず確認を含む。)の効力が発生する年度を計算点とする。
- (注2) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項
利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含むた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。
- (注3) 年間平均在所率
当該年度内における各月の初日の在籍子ども数と各月の初日の利用定員の総和を除いたものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の設定
(ア) 調整の適用を受ける施設の設定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受けられる施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における必要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法
本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑤)から常態的に土曜日に閉所する場合(⑯)の額については、それぞれ別の額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI 特定加算部分

1. 主任保育士専任加算(⑱)
- (1) 加算の要件
主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価(⑥)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士(注1)を配置し、以下の事業等を実施する施設に加算する。
- なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
- 1 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていること)であって当該要件を満たしているものを取り扱う。
- ii 一時預かり事業(一一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていること)をもつて4月から当該要件を満たしているもの)を取り扱う。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていること)であって当該要件を満たしているものを取り扱う。
- ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしているものと認められ、実施しているものも含むこととする。
- iii 療児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
- v 障害児(軽度障害児を含む。)(注2)が1人以上利用している施設(月の初日において障害

児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

(注1) 児童福祉施設(児童福祉法第95条、第96条及び児童福祉施設設置基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条)により保育士とみなされる者を含む。

(注2) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもつて確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2. 療育支援加算(⑲)

(1) 加算の要件
主任保育士専任加算(⑱)の対象施設かつ障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主任保育士を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもとの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと(注4)。

(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもつて確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもつて満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 取組の例示

- 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携
- 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象子ども等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。)

3. 事務職員雇上費加算(20)

(1) 加算の要件

事務職員を配置(施設長等の職員が事務職員としての業務を兼務する場合は業務委託する場合を含む。)し、以下の事業等の場合を実施する施設に加算する。

(注)施設長等の職員が業務又は業務委託する場合は、配属は不要であること。

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもつて当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもつて4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもつて当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしているものと認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月か年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

v 障害児(軽度障害児を含む。)(注)が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月か年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や医療支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもつて確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。)

4. 冷暖房費加算(20)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一般地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一般地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

5. 除雪費加算(20)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 防災除込費加算(20)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条に規定する防災除込地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

7. 入所児童処遇特別加算(20)

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適用した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。
また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりして、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

(注1) 高齢者等の範囲

i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者

ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)

iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)

iv 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉法に規定する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)

v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)

(注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務
- viii その他高齢者等に適した業務

(イ) 以下の事業のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
 - ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
 - iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
 - iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)
 - v 障害児(軽度障害児を含む。)(注3)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)
- (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認められた場合は当該施設に速やかに通知すること。なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。)とし、3月初日に利用する子どもの単面に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考と決定すること。また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

8. 施設機能強化推進費加算(※)

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1、注2、注3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
 - ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
 - iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
 - iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)
 - v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)
- (注1) 取組の実施方法の例示
- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
 - ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難器具の整備を促進する。
- (注2) 取組に必要となる経費の額
- 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。
- (注3) 支出対象経費
- 帯用費(海苔製品、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶業)、光熱水費、医療材料費)・労務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難器具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)
- (注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。)とし、3月初日に利用する子どもの単面に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

9. 小学校接続加算(※)

の評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。
(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

- (1) 加算の要件
次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。
i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
iii 小学校との接続を見通した教育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

1.0. 栄養管理加算(㉒)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギーマネジメントへの助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受ける施設に加算する。
(注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合を対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

1.1. 第三者評価受審加算(㉓)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。
(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関から

別紙3（認定子ども園（教育標準時間認定1号））

I 地域区分等

1. 地域区分(①)

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分(②)

利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和にに応じた区分を適用する。

3. 認定区分(③)

利用子どもとの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分(④)

利用子どもとの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑤)、処遇改善等加算(⑥)及び3歳児配置改善加算(⑨)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

II 基本部分

1. 基本分単価(⑤)

(1) 額の算定
地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)(以下「地域区分等」という。)に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下に職員を充足すること。ただし、嘱託医(幼保連携型認定子ども園にあっては学校医等)については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

(ア) 保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数(幼保連携型認定子ども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定子ども園設備運営基準」という。))第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く。)は以下のiとiiを合計した数であること。
また、これとは別に非常勤の講師を配置すること。

i 年齢別配置基準^(※)

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児(保育認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人

(注1)「保育教諭等」とは、幼保連携型認定子ども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者(平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。)をいい、その他の認定子ども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。(注2)ここでいう「4歳以上児」「3歳児」「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」及び「乳児」とは、年度の初日における満年齢によるものであること。
また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。)
・ 教育標準時間認定を受けて子どものうち、年度の初日における満年齢が2歳で年度途中に満9歳に達して入園した者
・ 2歳児(保育認定子どもに限る。)(が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

(注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。
<算式>

$$\begin{aligned} & \{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} \\ & + \{3 \text{歳児及び満} 3 \text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)} \} \\ & + \{1、2 \text{歳児数 (保育認定を受けて子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)} \} \\ & + \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

ii その他^(※)

a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人
b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人^(注1)
c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)^(注2)
d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間2日分の費用を算定(保育認定子どもに占める人数に係る保育教諭等に限る。)^(注3)

(注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。
(注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
(注3) 当該費用については、非常勤講師等の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。又は時間外における研修受講の際の受講費用

(※) 保育教諭等には幼保連携型認定子ども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。

(イ) その他

i 園長(施設長)

ii 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

iii 事務職員及び非常勤事務職員^(注)

(注) 施設長等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑥)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分（以下「地域区分等」）に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 副園長・教頭配置加算 (⑦)

(1) 加算の要件

園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設(保育所)型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置している施設)に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。

i 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。

ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。

iii 当該施設に常時勤務する者であること。

iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効となることとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)

で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 学級編制調整加配加算 (⑧)

(1) 加算の要件

全ての学級に専任の学級担任を配置できよう、IIの1.(2)(ア)の年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効となることとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 3歳児配置改善加算 (⑨)

(1) 加算の要件

IIの1.(2)(ア)の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。

<算式>

$$\left\{ \begin{array}{l} 14 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) } \\ + \{ 3 \text{歳児及び満} 3 \text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)} \} + \{ 1、2 \text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \\ \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{array} \right.$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効となることとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単面に、当該加算に係る処遇改善等加算の単面に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 満3歳児対応加算(⑩又は⑩')

(1) 加算の要件

(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】

Ⅱの1.(2)(ア)の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \\ & + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】

Ⅱの1.(2)(ア)の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \\ & + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徹して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単面に、当該加算に係る処遇改善等加算の単面に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6. チーム保育加算(⑪)

(1) 加算の要件

基本単面(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を

含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数(注2)とする。

(注1) 教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数
45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、
241人以上270人以下：3人、5人、271人以上300人以下：5人、
301人以上450人以下：6人、451人以上：8人

(注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に於て、以下のとおり取り扱うこととする。

① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合
(例) 2.3人の場合、2人

② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合
小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。
(例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徹して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単面に、当該加算に係る処遇改善等加算の単面に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とする。

7. 通園送迎加算(⑫)

(1) 加算の要件

利用子どもものの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）及び通園送迎の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いためとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

8. 給食実施加算 (13)

(1) 加算の要件

給食を実施している施設に加算する。

本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）及び給食の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いためとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

9. 外部監査費加算 (19)

(1) 加算の要件

認定子ども園を設置する学校法人等が、当年度の認定子ども園の運営に係る会計について、会計監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）による監査（以下「外部監査」という。）を受け加算する場合に加算する。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。）。
なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村あて提出すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、認定子ども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

IV 加算調整部分

1. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。
(要件)

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるためのⅡの1. (2) (ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。
また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

i 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていること)をもつて4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行い預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした1月以降の各

月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

iv 障害児（軽度障害児を含む。）⁽⁸⁾に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 調整の適用を受ける施設の設定

(ア) 調整の適用を受ける施設の設定は、施設が所在する市町村が、IIの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、(1) i からivの事業等の実施状況等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとするこ

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価にIIの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 年齢別配属基準を下回る場合 (10)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設に配属する保育教諭等の数が、IIの1.(2)(ア) i 及びiiで定める保育教諭等の数（iiのcを除き、学級編制調整加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。）を下回る場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、認定子ども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除した得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の設定

(ア) 調整の適用を受ける施設の設定は、施設が所在する市町村が、IIの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとするこ

(3) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価にIIの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (11)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

IIの1.(2)(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の設定

(ア) 調整の適用を受ける施設の設定は、施設が所在する市町村が、IIの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとするこ

(3) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

4. 施設長に係る経過措置が適用される場合 (12)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

認定子ども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定子ども園の設置の認可があったものとみなされた施設について、以下の要件を満たす場合に調整する。

なお、当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるものであること。

(ア) 平成27年3月31日において幼保連携型認定子ども園を構成する幼稚園及び保育所のいず

れにも園長及び施設長を配置していること。

(イ) (ア) のいずれもが、平成 27 年 4 月 1 日以降に、継続して当該施設に配置^(注1・2) されていること。

(ウ) (ア) のうち平成 27 年 4 月 1 日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、Ⅱの 1. (2) に定める職員及びその他の加算等の算定上の対象職員にならないこと。

(注1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に退職等により、当該施設の職員で無くなった場合には、(注2) の場合を除き、本調整の対象にはならないこと。

(注2) 施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月日、調整の対象となる者の氏名・配置状況等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価にⅢの 1. (2) で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

V. 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(19)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間^(注1)常に利用定員を超えており^(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 直前の連続する2年度間の起算点
簿記(子ども・子育て支援法附則第7条によるみなし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項
利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定子ども園設備運営基準又は就学前の子どもにも関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営

に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注3) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) ただし、子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号。以下「支援法」という。)による確認を受ける前から既に認可定員(認定子ども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の認定子ども園法第4条第1項第3号の利用定員又は満3歳以上の子どもに係る同項第4号の利用定員をいう。)を超過していた認定子ども園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。

(ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価(5)から施設長に係る経過措置が適用される場合(19)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI. 特定加算部分

1. 療育支援加算(20)

(1) 加算の要件

障害児^(注1)を受け入れている^(注2)施設^(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者^(注4)を配置し、地域住民等の子どもへの療育支援に取り組み場合に加算する。

なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合(15)の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。

また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組みこと^(注5)。

- (注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- (注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。
- (注3) 本加算の適用の有無は認定ことも園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。
- (注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。
- (注5) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの教育、育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たった際の連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象子ども等）を徴して確認すること。

- (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の所属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無くなるものとすること。

(3) 加算額の算定

- 加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

2. 事務職員配置加算(21)

(1) 加算の要件

認定ことも園全体の利用定員が91人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、職員の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

- (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の所属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無

いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅡの1、(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 指導充実加算(22)

(1) 加算の要件

基本分単価(5)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超過して、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定(2号)子どもに係る利用定員が271人以上の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の所属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無くなるものとすること。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1、(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

4. 事務負担対応加算(23)

(1) 加算の要件

基本分単価(5)において求められる事務職員及び非常勤事務職員並びに事務職員配置加算(2)において求められる非常勤事務職員を超過して(注)、非常勤事務職員を配置する認定ことも園全体の利用定員が271人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の

属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無
いものとすること。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅡの1.（2）で認定した加
算率×100を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た
額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

5. 冷暖房費加算(29)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規 定する一般地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

6. 施設関係者評価加算(30)

(1) 加算の要件

認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条
の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、そ
の結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場
合に加算する。

評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が
作成したものを含む。）に準拠し、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第
39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事
等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われる
ものであること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その
施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、評価の実施状況が分かる資料
等）を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注) 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌
年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場
合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に実行されていること
を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得
た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用す
る子ども数の単価に加算する。

7. 除雪費加算(31)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する
施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子ども数の単価に加算する。

8. 降除除去費加算(32)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条に規定する降除防除地域に所在
する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得
た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用す
る子ども数の単価に加算する。

9. 施設機能強化推進費加算(33)

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、
迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1、注2、注3）を行う施
設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

ⅰ 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと
同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月
以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをも
って当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ⅱ 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、
かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月
において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと
取り扱う。）、私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村
の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場
合に限る。）等）により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月
においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件
を満たしているものと取り扱う。）

- iii 一時預かり事業（一般型）(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
- ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。
- iv 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- v 満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。)
- vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)
- vii 障害児（軽度障害児を含む。）^(注5)に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)

(注1) 取組の実施方法の例示

i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の種類

(注3) 支出対象経費

給付費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶葉）、光熱水費、医療材料費）、役務費（通信運搬費）、旅費・謝金・備品購入費、原材料費・使用料及び賃借料、賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(注4) 本加算の適用の有無は認定子ども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(注5) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。

なお、市町村は、本加算を行った施設について、検査等に検証を行うこと。

10. 小学校接続加算^(注)

(1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定子ども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事・研究会・研修等、小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

11. 第三者評価受審加算^(注)

(1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定子ども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確

裏に行われていることを事後に確認すること。
(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども数の単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分 (①)

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分 (②)

利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価 (⑥) 及び処遇改善等加算 (⑦) については、中心園と分園それぞれ別の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分 (③)

利用子ども別の認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分 (④)

利用子ども別の満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑥)、処遇改善等加算 (⑦)、3歳児配置改善加算 (⑧) 及び夜間保育加算 (⑩) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分 (⑤)

利用子ども別の保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価 (⑥)

(1) 額の算定

地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④)、保育必要量区分 (⑤) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価 (教育標準時間認定子どもに係る基本分単価を含む。) に含まれる職員構成は別紙3のⅡ1 (2) のとおりであることから、これを充足すること。

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑦)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 3歳児配置改善加算 (⑧)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの4. (1) 及び (2) により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 休日保育加算(⑨)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。

(イ) 幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項及び附則第5条から第8条、それ以外の認定こども園にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園設備運営基準」という。)第2の一及び附則第3から第7の規定に基づき、対象子ども年齢及び人数にに応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、休日等における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無効なものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に於じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

4. 夜間保育加算(⑩)

(1) 加算の要件

保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算する。

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所

保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門(教育標準時間認定子どもを除く。)の施設であること。

(ウ) 職員

施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができ、る者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおそ午後10時までとする。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に於じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 減価償却費加算(⑪)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること(注1)

(イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)

(エ) 賃借料加算(⑫)の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下に該当する改修を行った場合には(ウ)に該当することとして差

し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算額の算定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすをあたつては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等）を載して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都	道	府	県
A 地域	青森県	岩手県	福島県	東京都 富山県 山梨県 長野県 新潟県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 沖縄県
B 地域	北海道	青森県	岩手県	秋田県 山形県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 沖縄県
C 地域	北海道	青森県	岩手県	秋田県 山形県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 沖縄県
D 地域	北海道	青森県	岩手県	秋田県 山形県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 沖縄県

*表中「都市部」とは当年次又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Ｋ㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

6. 賃借料加算(12)

- (1) 加算の要件
以下の要件全てに該当する施設に加算すること。(注)

- (ア) 認定ことも園の用に供する建物が賃貸物件であること
 - (イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
 - (ウ) 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
 - (エ) 減価償却費加算(10)の対象となっていないこと
- (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の算定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすをあたつては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を載して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都	道	府	県
A 地域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県 奈良県
B 地域	静岡県	滋賀県	京都府	大阪府 兵庫県 奈良県
C 地域	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 沖縄県
D 地域	北海道	青森県	岩手県	秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 鹿児島県 沖縄県

*表中「都市部」とは当年次又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Ｋ㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

7. 外部監査費加算(13)

- (1) 加算の要件及び加算の認定
加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの9.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、認定ことも園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する

Ⅳ 加減調整部分

1. 教育標準時間認定子ども利用定員を設定しない場合(14)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
教育標準時間認定子ども利用定員を設定しない幼児連携型認定ことも園に適用する。
- (2) 調整額の算定
調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 分園の場合(15)

- (1) 調整の適用を受けられる施設の要件
幼児連携型認定子ども園又は保育所型認定子ども園の分園（「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された分園（幼児連携型認定子ども園にあつては、当該分園を設置する保育所が、幼児連携型認定子ども園に移行した場合に限る。）に適用する。

(2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(16)及び処遇改善等加算(17)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 常態的に土曜日に閉所する場合(16)

- (1) 調整の適用を受けられる施設
施設を利用する保育認定子ども園について、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。
なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子ども園の土曜日に係る保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、調整の適用年月、土曜日閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。
なお、認定子ども園については、原則として、土曜日を含まず週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本単価（⑥）、処遇改善等加算（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑩）の額の合計に、地域区分等に依り得た額とするとする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

4. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（⑩）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

(要件)

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙3のⅡの1.（2）(ア) ii の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

i 延長保育事業（子ども・子育てで支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ii 一時預かり事業（一一般型）（子ども・子育てで支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上以上のもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（子ども・子育てで支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙3のⅡの1.（2）で定める職員の状態の確認と併せて、施設の設置者から（1）の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、施設名、事業等の実施状況等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に依り得た単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 年齢別配置基準を下回る場合（⑪）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設は、別紙3のⅣの2.（1）及び（2）により行うこと。

(2) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に依り得た単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

6. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合（⑫）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設は、別紙3のⅣの3.（1）及び（2）により行うこと。

(2) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に依り得た単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要資格を有しない保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

7. 施設長に係る経過措置が適用される場合（⑬）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

調整の適用を受ける施設は、別紙3のⅣの4.（1）及び（2）により行うこと。

(2) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に依り得た単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

V. 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（⑭）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する5年度間^(注1)常に保育認定子どもに係る利用定員を超過しており^(注2)、かつ、各年度の年間平均在园率^(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態に対する5年度間の起算点

(注1) 直前の連続する5年度間の起算点

を起算点とする。

(注2) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項

利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して

利用する子どもをも含む利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認

定ことも園設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。
 (注3) 年間平均在所率
 当該年度内における各月の初日の保育認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の保育認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の設定
 (ア) 調整の適用を受ける施設の設定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を認めるうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法
 本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑥)から施設長に係る経過措置が適用される場合(⑩)の額については、それぞれ別の額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI. 特定加算部分

1. 療育支援加算(㉒)

(1) 加算の要件及び認定
 加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの1.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2. 冷暖房費加算(㉓)

(1) 加算の要件
 全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

3. 施設関係者評価加算(㉔)

(1) 加算の要件及び認定
 加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの4.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算

定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

4. 除雪費加算(㉕)

(1) 加算の要件
 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 障区除去費加算(㉖)

(1) 加算の要件
 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条に規定する障区防除地域に所在する施設に加算する

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 入所原居処遇特別加算(㉗)

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。
 また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしっていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

- (注1) 高齢者等の範囲
 i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
 ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
 iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
 iv 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)
 v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)

(注2) 非常勤職員の範囲
 1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲
 雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

- (注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示
 i 利用子ども等との話し相手、相談相手
 ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)
 iii 送迎、買い物、散歩の付き添い
 iv クラブ活動の指導
 v 給食のあとかたづけ
 vi 喫煙の介助
 vii 洗濯、清掃等の業務

Ⅷ その他高齢者等に適した業務

- (イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること
- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
 - ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対養子子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日鹿児島第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
 - iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
 - iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
 - v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認められた場合は当該施設に速やかに通知すること。
なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末までに実績報告書を市町村長に提出すること。
なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。
また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

7. 施設機能強化推進費加算(⑩)

(1) 加算の要件、認定及び実績の報告等
加算の要件、加算の認定及び実績の報告等は、別紙3のVIの7.(1)、(2)及び(4)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

8. 小学校接続加算(⑪)

(1) 加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの8.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

9. 栄養管理加算(⑫)

(1) 加算の要件
食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受ける施設に加算する。

(注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合とする。(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合を対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

10. 第三者評価受審加算(⑬)

(1) 加算の要件
加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの9.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I. 地域区分

1. 地域区分 (①)

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 認定区分 (②)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

3. 保育必要量区分 (③)

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II. 基本部分

1. 基本分単価 (④)

(1) 額の算定

地域区分 (①)、認定区分 (②)、保育必要量区分 (③) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

(ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人)

ii その他

上記1の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間2日分の費用を算定^(注)

(注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(イ) その他

i 非常勤調理員等^(注)

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を雇

かできない。

ii 非常勤事務職員^(注1・2)

(注1) 利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者加算 (⑦) の適用を受ける事業所を除く。

(注2) 家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) (以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。) 第6条に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

III. 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑤)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 資格保有者加算 (⑥)

(1) 加算の要件

家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請 (事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等) を徴して (1) の要件への適合状況を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の (2) で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 家庭的保育補助者加算 (⑦)

(1) 加算の要件

家庭的保育補助者を配置^(注)する事業所に加算する。

(注) 非常勤の調理員 (食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (⑩) の調整の適用を受ける事業所を除く。) とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請 (事業所名、加算の適用年月、対象子ども、家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等) を徴して (1) の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び各月初日の利用子ども数に於て、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 家庭的保育支援加算(⑧)

(1) 加算の要件

家庭的保育支援者(注1)又は連携施設(注2)から代替保育等の特別な支援(注3)を受けて保育を実施する事業所に加算する。

(注1) 家庭的保育支援者は、以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う者とする。
なお、家庭的保育支援者は、専任の者を、原則として連携施設に配置すること。
また、家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とする。

- ① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研究を修了した者であること。
- ② 心身ともに健全であること。
- ③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- ④ 乳幼児の保育に關し虐待等の問題が無いと認められること。
- ⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いこと。

(注2) 連携施設は以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行うものとする。

- ① 家庭的保育等設備運営基準第6条に定める連携施設であること。
- ② 乳幼児の育児・保育に關する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施設に關して知識を有している専任の保育士等(以下「担当者」という。)を配置すること。担当者は家庭的保育支援者に求められる要件を満たした者であること。
- (注3) 家庭的保育支援者又は連携施設は以下の支援又は業務を行うこととする。

- ① 事業所の求めに於て、緊急時においても相談・連絡を受け、体制を整備すること。
- ② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病氣、研修参加又は休職等を取得する場合作りにおいて、緊急時においても相談・連絡を受け、体制を整備すること。加又は休職等を取得する場合作りにおいて、緊急時においても相談・連絡を受け、体制を整備すること。
- ③ 家庭的保育等設備運営基準第6条に定める連携施設に訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に於て、必要な指導、援助を行うこと。
- ④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもともどもに行うなど連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に關する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑤ 家庭的保育者の居宅等に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に於て、必要な新設、訪問させること。また、その状況等について市町村との情報共有を図ること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに於ては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育支援者又は担当者の氏名、経歴及び支援の内容等が確認できるもの等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に於て定められた額とする。

5. 障害児保育加算(⑨)

(1) 加算の要件

障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に關する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

$$\text{利用子ども数(障害児を除く)} \times 1/5 (\text{小数点第1位まで計算}) + \text{障害児数} \times 1/2 (\text{〃}) \\ = \text{必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに於ては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に於て単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6. 減価償却費加算(⑩)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)

- (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- (ウ) 「賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- (エ) 減価償却費加算(⑩)の対象となっていないこと
(注)事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分		都道府県	
A 地域	標準都市部	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	神奈川県
B 地域	標準都市部	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	兵庫県
C 地域	標準都市部	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県	新潟県 静岡県 福井県 山梨県
D 地域	標準都市部	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 高知県 佐賀県 熊本県	福井県 山梨県 熊本県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合(⑪)

- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件
連携施設を設定しない事業所に適用する。
- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の認定状況を確認のうえ行うこととする。
- (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等(以下「改修費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)

(エ) 賃借料加算(⑩)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること
(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分		都道府県	
A 地域	標準都市部	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県	沖縄県
B 地域	標準都市部	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県	新潟県 静岡県 福井県 山梨県 岐阜県
C 地域	標準都市部	静岡県 三城県 京都府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 兵庫県	新潟県 静岡県 福井県 山梨県 岐阜県
D 地域	標準都市部	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 高知県 佐賀県 熊本県	福井県 山梨県 熊本県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

7. 賃借料加算(⑫)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。
(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注3)

- (3) 調整額の算定
調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。
- (3) 調整額の算定
調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自国調理又は運搬施設等からの搬入以外の方法による場合 (13)
- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件
食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

- (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

- (3) 調整額の算定
調整額は、適用される基本単価(4)、処遇改善等加算(5)及び家庭的保育支援加算(8)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 常態的に土曜日に閉所する場合 (13)

- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件
事業所を利用して土曜日に閉所する事業所について、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する事業所に適用する。
なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どももの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱うこと。

- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

- (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

- (3) 調整額の算定
調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

V 特定加算部分

1. 冷暖房費加算 (15)

- (1) 加算の要件
全ての事業所に加算する。
- (2) 加算額の算定
加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一般地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一般地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

2. 除雪費加算 (16)

- (1) 加算の要件
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

- (2) 加算額の算定
加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どももの単価に加算する。

3. 降灰除去費加算 (17)

- (1) 加算の要件
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どももの単価に加算する。

4. 施設機能強化推進費加算 (18)

- (1) 加算の要件
事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと

同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

ii 一時預かり事業（一般型）(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの）と取り扱う。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしているものと認められ、実施しているものも含むこととする。

iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するものと及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)

v 障害児（軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の種類

取組に必要な経費の種類が、概ね15万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶業）、光熱水費、医療材料費）、役務費（通信運搬費）、旅費・謝金・備品購入費・原材費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末日までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子ども単面に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

5. 栄養管理加算 (99)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受け、事業所に加算する。

(注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇っている場合も対象となる。(年度途中で新たに開設した事業所については、事業所の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子ども単面に加算する。

6. 第三者評価受審加算 (99)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子ども単面に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分 (①)
利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。
2. 定員区分 (②)
利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。
3. 認定区分 (③)
利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。
4. 年齢区分 (④)
利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。
なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑥)、処遇改善等加算 (⑦)、保育士比率向上加算 (⑨)、障害児保育加算 (⑩) 及び夜間保育加算 (⑫) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。
5. 保育必要量区分 (⑤)
利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本分単価

1. 基本分単価 (⑥)
(1) 額の算定
地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④)、保育必要量区分 (⑤) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。
- (2) 基本分単価に含まれる職員構成
基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。
(ア) 保育従事者 (※)
基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。
また、これとは別に非常勤の保育従事者 (小規模保育事業A型) にあつては保育士が配置されていること。
i 年齢別配置基準 (※)
a 小規模保育事業A型
1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人
上記はすべて保育士であること。
(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。
(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。
<算式>
[1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))] + [乳児数×1/3 (同)] + 1 = 配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)
- b 小規模保育事業B型
1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人
上記のうち、1/2以上は保育士であること。
(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるもの

のであること。
(注2) 確認に当たっては以下の算式1 (保育従事者数)、算式2 (保育士数) によること。

- <算式1>
[1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))] + [乳児数×1/3 (同)] + 1 = 配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入)
- <算式2>
配置基準上保育従事者数×1/2 = 配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)
- ii その他 (※)
 - a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については、非常勤保育従事者1人 (小規模保育事業A型) にあつては保育士
 - b 上記 i の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間2日分の費用を算定 (注)
- (注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。
- (※) 小規模保育事業A型における保育士には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。) 第29条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて都道府県が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。
(※) 小規模保育事業B型における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第31条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて都道府県が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

- i 非常勤調理員等 (注)
(注) 調理業務の全部を委託する場合、または撤入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- ii 非常勤事務職員 (注)
(注) 管理者等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- iii 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) (以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。) 第6条に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑦)
(1) 加算の要件及び加算の認定
加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。
- (2) 加算額の算定
加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。
2. 管理者設置加算 (⑧)
(1) 加算の要件
管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。
(ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者 (注) 又はこれと同等以上の能力を有

すると認められる者^(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付
費からの給与と支出がある場合に限る。

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等における児童福祉に關
する事務を取り扱う部署、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行
した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

(イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として
職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに
あたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、管理者
となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴
して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてそ
の状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなく
なった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算
の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)
で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 保育士比率向上加算(⑨) <小規模保育事業B型>

(1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア)ⅱbの年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合
が3/4以上となる事業所に加算する。

その際の計算に当たっては、以下の算式によること。

(算式)

配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)×3/4=必要保育士数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに
あたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、利用子
ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して(1)
の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてそ
の状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなく
なった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算
の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)
で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 障害児保育加算(⑩)

(1) 加算の要件

障害児(軽度障害児を含む。)^(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従
事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア)ⅰの年齢別配置基準について、以下の算
式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や
巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能
な資料をもつて確認して差し支えない。

<算式>

{1.2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
+ {現児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 =配置基準上保育士・保育従
事者数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに
あたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象子
ども、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を
徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてそ
の状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなく
なった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算
の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもとの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算
の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 休日保育加算(⑪)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。))において、以下の要件を満たして、
保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所を市町村が指定して実施すること。

(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条
(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子ども年齢及び人数に応じて、
本事業を担当する保育従事者を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである
こと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあつ
ては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、休日等におけ
る保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子
ども数の見込み及び人数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてそ
の状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなく
なった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算

の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）
(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所（以下、「休日保育対象事業所」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

6. 夜間保育加算 (12)

(1) 加算の要件
以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 設置経営主体
夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に關し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所
夜間保育のみを行う夜間保育専門の事業所であること。

(ウ) 職員
管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品
仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間
開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定
加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定
加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

7. 減価償却費加算 (13)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。
(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること (注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等（以下「改修費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)

(エ) 賃借料加算 (10) の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃借物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなつた場合には、(1)の要件に適合しなくなつた日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなつた場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都	道	府	県							
A地域	標準 都市部	青森県	岩手県	福島県	東京都	富山県	山梨県	長野県	新潟県	石川県	岐阜県
B地域	標準 都市部	北海道	北海id	秋田県	山形県	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県
C地域	標準 都市部	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
D地域	標準 都市部	徳島県	愛媛県	福岡県	大分県						

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

8. 賃借料加算 (14)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。
(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃借物件であること (注)

(イ) (ア) の賃借物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(工) 減価償却費加算(⑬)の対象となっていないこと
 (注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無くなることをとす。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都 道 府 県
A 地域 標準 都市部	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
B 地域 標準 都市部	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
C 地域 標準 都市部	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県 沖縄県
D 地域 標準 都市部	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 鳥取県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/k㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合(⑮)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件
 家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を認めることとする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無くなることをとす。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自国調理又は連携施設等からの購入以外の方法による場合(⑯)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件
 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める購入施設から購入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確

認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無くなることをとす。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)及び夜間保育加算(⑱)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 常態的に土曜日に閉鎖する場合(⑰)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件
 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉鎖する事業所に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもとの土曜日ににおける保育が確保されている場合には、土曜日に閉鎖しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をすにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉鎖することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含まない6日間の閉鎖が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉鎖する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無くなることをとす。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)、障害児保育加算(⑩)及び夜間保育加算(⑱)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(⑲)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。

(ア) 直前の連続する5年度間(注1)常に利用定員を超えており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。

(注1) 直前の連続する5年度間の起算点

確認(子ども・子育て支援法附則第7条によるみなし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超えて受け入れられる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れられる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注3) 年間平均在所率
当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(イ) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受けける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法
(ア) (1)の(ア)に該当する事業所
本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から常態的に土曜日に閉所する場合は(⑦)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(イ) (1)の(イ)に該当する事業所
本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から常態的に土曜日に閉所する場合は(⑦)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI 特定加算部分

1. 冷暖房費加算(⑩)

(1) 加算の要件
全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定
加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

2. 除雪費加算(⑪)

(1) 加算の要件
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

3. 降灰除去費加算(⑫)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

4. 施設機能強化推進費加算(⑬)

(1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1、注2、注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれ以降の各月においては、同年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上以上のもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。ただし、当該要件を満たした以降の各月においては、同年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。))

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇労発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること

iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)

v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)

(注1) 取組の実施方法の例示

i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

(注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶葉)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運送費)・旅費・謝金・備品購入費・原料材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもとて確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末日までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

5. 栄養管理加算 (4)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的^(注2)な指導を受けける事業所に加算する。

(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする。(年度途中で新たに開設した事業所については、事業所の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合を対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 第三者評価受審加算 (4)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関から評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分(①)
利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。
2. 定員区分(②)
利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。
3. 認定区分(③)
利用子ども数の認定区分に応じた区分を適用する。
4. 保育必要量区分(④)
利用必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価(⑤)
(1) 額の算定
地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、保育必要量区分(④)(以下「地域区分等」という。)に応じて定められた額とする。
- (2) 基本分単価に含まれる職員構成
基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。
(ア) 保育従事者
また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。
i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者
ii その他
a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人
b 上記iの家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間2日分の費用を算定^(注)
(注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。
- (イ) その他
i 非常勤調理員等^(注1・2)
(注1) グループのうちいずれかの利用子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が兼ねることができること。
(注2) 調理業務の全部を委託する場合は、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を雇わないことができる。
ii 非常勤事務職員^(注)
(注) 管理者等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は、配置は不要であること。
iii 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第6条に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を認定していない事業所については、Ⅳの1に

よる調整が行われること。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算(⑥)
(1) 加算の要件及び加算の認定
加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。
- (2) 加算額の算定
加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。
2. 管理者設置加算(⑦)
(1) 加算の要件
管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。
(ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者^(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者^(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与と支出がある場合に限る。
(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示
児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部署、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等
(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示
公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等
- (イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。
- (2) 加算の認定
(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、管理者となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。
(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。こと。
- (3) 加算額の算定
加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。
3. 資格保有者加算(⑧)
(1) 加算の要件
保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置する事業所に加算する。
- (2) 加算の認定
(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的

保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徹して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定
加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 障害児保育加算(⑨)
(1) 加算の要件
障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。その際の計算に当たっては、各グループに配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもとて確認して差し支えない。

<算式>
{グループの利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)} + [障害児数×1/2(〇)] = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)

(2) 加算の認定
(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、各グループの利用子ども数(見込み)及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等)を徹して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定
加算額は、対象となる子ども地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 減価償却費加算(⑩)
(1) 加算の要件
以下の要件全てに該当する事業所に加算する。
(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)
(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等(以下「改修費等」という。)(国庫補助金の交付を受けていないこと(注2))
(エ) 賃借料加算(⑪)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること
(注2) 改修費等の国庫補助金の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助金の交付を受けていないこと
- ③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定
(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徹して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定
加算額は、以下の地域区分ごとに定められた額とする。

区分	都道府県
A 地域	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県
B 地域	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 静岡県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県
C 地域	徳島県 香川県 高松県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県
D 地域	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

6. 賃借料加算(⑪)
(1) 加算の要件
以下の要件全てに該当する事業所に加算する。
(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
(ウ) 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
(エ) 減価償却費加算(⑩)の対象となっていないこと
(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること
(2) 加算の認定
(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徹して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定
加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	標準	都道府県
A 地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 奈良県
B 地域	標準	福岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県
C 地域	標準	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県
D 地域	標準	岐阜県 静岡県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県
	標準	大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

*表中「都都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/㎢以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加算調整部分

1. 連携施設を設定していない場合 (12)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件
連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の認定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、

(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (13)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、

(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価 (15) 及び処遇改善等加算 (16) の額の合計に、地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 常態的に土曜日に閉所する場合 (14)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する事業所に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日ににおける保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をすに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含まず週6日間の閉所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価 (15)、処遇改善等加算 (16) 及び障害児保育加算 (19) の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

直前の連続する5年度間(注1)常に利用定員を超過しており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。なお、小規模保育事業C型は定員15人以下の事業であることから、定員15人を超過して子どもを受け入れることはできないこと。

(注1) 連続する過去の5年度間の起算点

確認(子ども・子育て支援法附則第7条による見なし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超過して受け入れられる場合の留置事項

利用定員を超過して受け入れられた場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注3) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受け、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 本調整される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法
本調整措置が適用される事業所における基本分単価(5)から常態的に土曜日に閉所する場
合(10)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額と
する。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI. 特定加算部分

1. 冷暖房費加算(10)

(1) 加算の要件
全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定
加算額は、以下の地域の区分に依りて定める額とする。

一般地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一般地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

2. 除雪費加算(11)

(1) 加算の要件
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定
加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

3. 降灰除去費加算(12)

(1) 加算の要件
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定
加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

4. 施設機能強化推進費加算(13)

(1) 加算の要件
事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1、注2、注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上のもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものを取り扱う。))。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同年度年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしているものと認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)

v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上以上の障害児の利用があること。)

(注1) 取組の実施方法の例示

i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難員の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

(注3) 支出対象経費
取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。

需用品(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶費)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難員の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

5. 栄養管理加算(20)

(1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギ一、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受ける事業所に加算する。

(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合に対象とする。(年度途中で新たに開設した事業所について

は、事業所の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等）を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 第三者評価受審加算(7)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分(1)

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分(2)

利用する事業所の利用定員の総和にに応じた区分を適用する。

3. 認定区分(3)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分(4)

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(5)、処遇改善等加算(8)、保育士比率向上加算(9)、障害児保育加算(10)及び夜間保育加算(13)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分(5)

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価(6)

(1) 額の算定

地域区分(1)、定員区分(2)、認定区分(3)、年齢区分(4)、保育必要量区分(5)（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであり、これを充足すること。

(ア) 保育従事者(8)

基本分単価における必要保育従事者数は以下のiとiiを合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所

及び定員20人以上の事業所）は保育士が配置されていること。

i 年齢別配置基準

a 小規模保育事業A型の基準が適用される事業所(8)

- 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人
- 上記はすべて保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。
(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

$$\left(\frac{1}{3} \times \left(\frac{\text{乳児数} \times 1/6}{1/3} + 1 \right) + \frac{\text{小児数} \times 1/6}{1/3} + \frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3} \right) + \frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3}$$

b 小規模保育事業B型の基準が適用される事業所

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記のうち、1/2以上は保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式1（保育従事者数）、算式2（保育士数）によること。

<算式1>

$$\left(\frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3} + 1 \right) + \frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3}$$

<算式2>

$$\frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3} + \frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3}$$

c 利用定員20人以上の事業所^(※)

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

上記はすべて保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

$$\left(\frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3} + 1 \right) + \frac{\text{保育士数} \times 1/6}{1/3}$$

ii その他^(※)

a 利用定員20人以上の事業所については1人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所について、利用定員19人以下の事業所は非常勤保育従事者1人（小規模保育事業A型にあっては保育士）、利用定員20人以上の事業所は保育士1人^(注1)

c 上記i及びiiのa、b（利用定員20人以上の事業所に限る。）の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間2日分の費用を算定^(注2)

(注1) 事業所全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 小規模保育事業A型の基準が適用される事業所及び利用定員20人以上の事業所における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第3項、第47条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて都道府県が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 調理員等

a 利用定員19人以下の事業所

非常勤調理員等^(※)

b 利用定員20人以上の事業所

利用定員40人以上の事業所は1人、41人以上の事業所は2人^(※)

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

ii 非常勤事務職員^(注)

(注) 管理者等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第6条に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの1による調整が行われること。

2. 従業員柱の子どもの場合^(⑦)

(1) 適用の要件

事業主が雇用する労働者の子どもの場合に適用する。

(2) 適用される場合の基本分単価^(⑥)の算定

事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価^(⑥)の額については、基本分単価^(⑥)の額に定められた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算^(⑧)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 管理者設置加算^(⑨)

(1) 加算の要件

管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。

(ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者^(※1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者^(※2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与・支出がある場合に限る。

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示
児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に
関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に
移行した施設、事業所における移行前の認可外保育施設等
(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示
公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

(イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職
務を行っていない者は次員とみなして加算は適用しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあ
たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、管理者とな
る者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴して(1)
の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその
状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった
日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が
無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)
で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 保育士比率向上加算(⑩) <小規模保育事業B型の基準が適用される事業所>

(1) 加算の要件

Ⅱの1.、(2)(ア)ⅱの年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合
が3/4以上となる事業所に加算する。

その際の計算に当たっては、以下の算式によること。

(算式)

配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)×3/4=必要保育士数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあ
たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、利用子ども
数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して(1)の要件
への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその
状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった
日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が
無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)
で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 障害児保育加算(⑪)

(1) 加算の要件

障害児（軽度障害児を含む。）(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従
事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.、(2)(ア)ⅰの年齢別配置基準について、以下の算
式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や
巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能
な資料をもって確認して差し支えない。
<算式>

$$\frac{1}{6} \times (\text{障害児を除く}) \times \frac{1}{6} (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \frac{1}{3} (\text{障害児}) \times \frac{1}{3} (\text{同}) + \frac{1}{2} (\text{同}) + 1 (\text{利用定員20人以上の事業所の場合を除く}) = \text{配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあ
たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象子ども、
利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して(1)
の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその
状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった
日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が
無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算
の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 休日保育加算(⑫)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、
保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所を市町村が指定して実施すること。

(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項並びに附則第6条から第9条(A型)又は
第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担

当する保育従事者を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもでもあること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無効なものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に於いた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所（以下、「休日保育対象事業所」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

6. 夜間保育加算(⑬)

(1) 加算の要件

以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算す

る。

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所

夜間保育のみを行う夜間保育専門の事業所であること。

(ウ) 職員

管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもへの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

開所時間は原則として11時間とし、おおそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に於いた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

7. 減価償却費加算(⑭)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であること^(注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等（以下「改修費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと^(注2)

(エ) 賃借料加算(⑮)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算額の算定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都	道	府	県
A地域	青森県	岩手県	福島県	東京都 福島県 山梨県 長野県 静岡県
B地域	北海道	宮城県	秋田県	山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県
C地域	標 準	和歌山県	徳島県	香川県 福井県 富山県 福島県 山梨県
D地域	標 準	徳島県	愛媛県	福岡県 大分県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

8. 賃借料加算(15)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が賃借物件であること (13)

(イ) (ア)の賃借物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 減価償却費加算(14)の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をすに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を

徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分	都	道	府	県
A地域	標 準	埼玉県	千葉県	東京都 神奈川県 奈良県
B地域	標 準	静岡県	滋賀県	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
C地域	標 準	宮城県	茨城県	栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県
D地域	標 準	和歌山県	鳥取県	岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合(16)

(1) 調整の適用を受けず事業所の要件
連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受けず事業所の認定

(ア) 調整の適用を受けず事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受けず事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に依りて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(17)

(1) 調整の適用を受けず事業所の要件
食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定
調整額は、適用される基本分単価(⑥)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(⑥)の額)については、基本分単価(⑥)の額に従業員枠の子どもの場合(⑦)の調整率を乗じて得た額)定められた調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算(⑧)及び夜間保育加算(⑨)の額の合計に、地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 常態的に土曜日に閉所する場合(⑬)
(1) 調整の適用を受ける事業所の要件
事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する事業所に適用する。
なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもは、土曜日に係る保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。
なお、事業所内保育事業については、原則として、土曜日を含まず週6日間の閉所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定
調整額は、適用される基本分単価(⑥)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(⑥)の額)については、基本分単価(⑥)の額に従業員枠の子どもの場合(⑦)の調整率を乗じて得た額)定められた調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算(⑧)、障害児保育加算(⑨)及び夜間保育加算(⑬)の額の合計に、地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額とする。(算

定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V. 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(⑭)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件
直前の連続する5年度間(注1)常に利用定員を超過しており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所内保育事業については、定員19人以下の事業であるが、定員を超過して22人までの受け入れが可能であること。

(注1) 直前の連続する5年度間の起算点
(注2) 確認(子ども・子育て支援法附則第7条によるみなし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。

(注3) 利用定員を超過して受け入れられる場合の留意事項
利用定員を超過して受け入れられる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注4) 年間平均在所率
当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から常態的に土曜日に閉所する場合(⑬)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に依じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI. 加算部分2

1. 冷暖房費加算(⑯)

(1) 加算の要件
全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に示して定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

2. 除雪費加算(21)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

3. 降灰除去費加算(22)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

4. 施設機能強化推進費加算(23)

(1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの）と取り扱う。）ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童

家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するものと及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）

v 障害児（軽度障害児を含む。）(注4)が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(注1) 取組の実施方法の例示

i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難用具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）、

役務費（通信運搬費）、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料、賃金、委託

費（防災訓練及び避難用具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要

する費用は含まない。）

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書

や巡回支援専門員等障害児に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握

可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末までに実績報告書を市町村長に提出すること。

なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査等に行うこと。

5. 栄養管理加算(24)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受け、事業所に加算する。

(注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇

用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする。（年度途中で新たに開設した事業所については、事業所の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、囑託契約又は配置が確認できる書類等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 第三者評価受審加算(④)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分(①)

支給認定保護者の居宅が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 認定区分(②)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

3. 保育必要量区分(③)

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価(④)

(1) 額の算定

地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、保育必要量区分(④)（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

(ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下のiとiiを合計した数であること。

i 家庭的保育者（居宅訪問型保育事業に従事するために必要な研修を受講した者をいう。以下同じ。）

子ども1人につき1人

ii その他

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人^(注1)

b 上記iの家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間2日分の費用を算定^(注2)

(注1) 当該費用については、家庭的保育者の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。
(注2) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算(⑤)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 資格保有者加算 (⑥)

(1) 加算の要件

家庭的保育者^(イ)が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。
(注) 利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は、当該利用子どもを主に保育する家庭的保育者の資格の保有状況によること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 休日保育加算 (⑦)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日等」という。)において、常態的^(イ)に保育を必要とする保育認定子どもが利用する事業所に加算する。
(注) 各月における休日等の日数の合計に対して、概ね3/4以上の利用が見込まれること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が休日等における利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 夜間保育加算 (⑧)

(1) 加算の要件

母子家庭等の子どもも保護者が夜間及び深夜^(イ)の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用する。

(注) 概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が夜間及び深夜における利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 連携施設加算 (⑨)

(1) 加算の要件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第6条に定める連携施設を設定する事業所又は同第37条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び障害・疾病のある子どもを保育する場合^(イ)又はそれ以外の場合の別に応じて定められた額とする。

(注) 家庭的保育事業等設備運営基準第37条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する場合をいう。

IV 加減調整部分

1. 常態的に土曜日に行わない場合(⑩)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に保育を行わない事業所等(注)に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。
(注)土曜日に限らず、保育の提供が週6日未満となる事業所を含む。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が土曜日等における利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合に、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本単価(④)、処遇改善等加算(⑤)及び夜間保育加算(⑧)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 特定加算部分

1. 第三者評価受審加算(⑪)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

なお、当該加算については、1事業所につき1件までを限度とする。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日に利用する子ども1人の単価に加算(注)する。

(注) 事業所所在市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。なお、事業所所在市町村での利用がない場合については、当該事業所を利用する子どもが最も多く居住する市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。

別紙10（特別施設型給付費・特別地域型保育給付費）

Ⅰ 特別利用保育

(1) 特別利用保育の実施基準

特別利用保育に係る特別施設型給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認められた場合に限り支給することができるものであること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定子ども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。
なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。
- ii 保育所を利用する保育認定子どもは保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けるといったことが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。

(2) 公定価格の算定方法等

特別利用保育に係る公定価格については、保育所に適用される2号認定（保育短時間認定）に係る公定価格を適用し、基本分単価から4,500円（給食材料費相当額）を減じた額とする。ただし、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合には基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額とする。

また、特別利用保育を提供する施設に係る別紙2の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用保育の提供を受ける子どもは人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

Ⅱ 特別利用教育

(1) 特別利用教育の実施基準

特別利用教育に係る特別施設型給付費については、以下のような事情がある場合に支給することができるものであること。

なお、保護者の就労等により保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上について、保護者の希望により幼稚園を利用する場合には、教育標準時間認定を受けて利用することになること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定子ども園が無い場合。
- ii 保育認定(2号認定)を受けた子どもが、保育所や認定子ども園等の利用を希望したが、利用調整の結果、保育認定に係る利用定員に空きがないことから、幼稚園を利用する場合。
なお、この場合において、その後の保護者の意向を確認のうえ、転園の意思がないときは、教育標準時間認定へ変更することも考えられるが、その場合は施設型給付費が支給されること。

(2) 公定価格の算定方法等

特別利用教育に係る公定価格については、幼稚園に適用される1号認定に係る公定価格を適用する。

また、特別利用教育を提供する施設に係る別紙1の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用教育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

なお、特別利用教育の提供を受ける場合の利用者負担額については、教育標準時間認定に係る利用者負担額が適用されること。

Ⅲ 特別利用地域型保育

(1) 特別利用地域型保育の実施基準

特別利用地域型保育に係る特別地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認められた場合に限り支給することができるものであること。

なお、居宅訪問型保育事業については、その事業の特性上、本来、幼稚園等において教育標準時間認定子どもに提供すべき教育との関係を踏まえて、真にやむを得ないと認められる場合に限られるものであること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定子ども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。

なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。

- ii IVにより特別利用地域型保育に係る特定地域型保育給付費の支給を受ける保育認定子ども(2号認定)の保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けることになったが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。

(2) 公定価格の算定方法等

特別利用地域型保育に係る公定価格については、告示にあるとおり、利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとしている。

また、特別利用地域型保育を提供する事業所に係る別紙5から別紙9の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用地域型保育の提供を受ける子どもは人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

(ア) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される3号認定（保育短時間認定）に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額とする。

(イ) 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業

小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業に適用される3号認定（保育短時間認定）に係る公定価格（年齢区分は「1、2歳児」）を適用し、基本分単価については、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもは7,500円（給食材料費相当額）を減じた額、満

3歳の子どもは60/100（保育所型事業所内保育事業は45/100）を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。）、満4歳以上の子どもは55/100（保育所型事業所内保育事業は40/100）を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。）とする。

ただし、各月初日における満3歳以上の子ども（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。）の数が、利用定員の3割未満となる場合は、基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額とする。なお、地域における満3歳以上に係る保育の提供体制や事業所の職員体制等を踏まえて、利用定員の3割以上となることややむを得ないと市町村が認める場合には、これと同様の額とすることができること。

(ウ) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される3号認定（保育短時間認定）に係る公定価格を適用する。

IV 特定利用地域型保育

(1) 特定利用地域型保育の実施基準

特定利用地域型保育に係る特別地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認められた場合に限り支給することができること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内に引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。
この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合には限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。
- iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。

なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。

(2) 公定価格の算定方法等

特定利用地域型保育に係る公定価格については、利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとする。

また、特定利用地域型保育を提供する事業所に係る別紙5から別紙9の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特定利用地域型保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

(ア) 家庭的保育事業又は小規模保育事業〇型

家庭的保育事業又は小規模保育事業〇型に適用される3号認定に係る公定価格を適用し、

基本分単価から3,000円（主食費相当額）を減じた額とする。

ただし、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合は基本分単価を減じたものとす。

(イ) 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業

小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業に適用される3号認定に係る公定価格（年齢区分は「1、2歳児」）を適用し、年度の初日の前日における年齢が満3歳以上となる子どもの場合には、基本分単価について、満3歳の子どもは65/100（保育所型事業所内保育事業は55/100）を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。）、満4歳以上の子どもは60/100（保育所型事業所内保育事業は45/100）を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。）とする。（年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合は、3号認定に係る公定価格（年齢区分は「1、2歳児」）そのものを適用する。。）

ただし、各月初日における満3歳以上の子ども（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。）の数が、利用定員の3割未満となる場合は、基本分単価から3,000円（主食費相当額）を減じた額（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもの場合は減じない。）とする。なお、地域における満3歳以上に係る保育の提供体制や事業所の職員体制等を踏まえて、利用定員の3割以上となることややむを得ないと市町村が認める場合には、これと同様の額とすることができること。

(ウ) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される3号認定に係る公定価格を適用する。

V 特別保育

(1) 特別保育の実施基準

特別保育に係る特別地域型保育給付費は、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難な離島・その他地域に居住する支給認定保護者の子どもに対して、特別保育を提供する場合に支給することができるものとされているが、その実施に当たっては以下によること。

(ア) 実施主体

市町村

(イ) 実施場所

特別保育を提供する事業所は以下の地域に所在する事業所とする。

- i へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。
- ii 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特勤勤務手当（以下「特勤勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の

- 4 キロメートル以内にあること。
- iii へき地手当又は特勤手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。
- iv 上記 i から iii までのいずれかか基準とするものとして市町村長が認める地域内にあること。

(ウ) 設備及び運営

特別保育の提供に当たっては、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行うものとする。

- i 公民館、学校、集会所等の施設建物の一部を用いて事業所を設置する場合には、その設備をその事業所のために常時使用することができるものでなければならぬこと。
- ii 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれに代わるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- iii 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- iv 保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- v 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については、利用子どもが健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。
- vi なお、1日当たりの平均入所児童数が5人以下となることが見込まれる事業所については、特別な事情が認められるときは、上記ivについて、個々の事情に応じた配置も認められる場合もあること。

(2) 公定価格の算定方法等

特別保育に係る特別地域型保育給付費の額については、内閣総理大臣が定める公定価格から、利用者負担を控除した額を基準として、市町村が定めることとなるが、内閣総理大臣が定める公定価格については、個々の事情に応じて定めることとしている。
具体的には、各市町村における特別保育の実施に要する費用等を勘案して定めることとなるが、これに当たっての各年度の協議については、別途通知するところによる。

平成28年度

植山つる児童福祉研究奨励基金 募集要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣旨

児童福祉の実践処遇の仕事に情熱をもち、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するために、研究費の一部を助成する(研究期間は1年間とする)。

2. 対象

研究A(自主研究)

- ・ 児童福祉施設に働く職員(個人・施設・グループ・団体)
- ・ 児童福祉に関する自主研究

研究B(専門研究)

- ・ 児童福祉施設に働く職員(施設・グループ・団体)
 - ・ 児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を展示させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。
- ※個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。

※なお、本助成事業の趣旨により、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者となれませんので、あらかじめご了承ください。

3. 助成金額

研究A(自主研究)

各研究助成額は20万円以内。
年間助成総額100万円の内、若干名に助成。

研究B(専門研究)

研究助成額は100万円以内。年間1件のみの助成。

4. 申請方法

助成希望者は、当基金所定の申請書(P.13～)に必要事項を記入の上、下記の植山つる児童福祉研究奨励基金事務局(全国社会福祉協議会 児童福祉部)宛に郵送にて提出。

5. 申し込み締め切り

平成28年9月2日(金) 必着

6. 研究報告

助成対象となった研究は、その研究成果の報告を所定の様式に記入の上、植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会に提出する。その他、成果物等があれば添付すること。その成果については、各種別協議会の大会・研修会、また機関紙等での発表の機会を必ず設けること。また、研究成果の公表等にあたっては、本基金の助成を受けて実施した研究である旨を必ず明記すること。

7. 助成対象研究の研究報告書の提出締め切り

平成29年8月31日(木) 必着

8. 申し込み先

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

9. 選考について

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会において選考・決定し、選考結果は平成28年10月末に申請者宛に通知する。

《運営委員》(敬称略)

委員長 ・ 柏女 靈峰 (淑徳大学 教授)
・ 森田 昌伸 (全国保育協議会 副会長)
・ 萩原 尚子 (全国保育士会 副会長)
・ 吉田 隆三 (全国児童養護施設協議会 副会長)
・ 都留 和光 (全国乳児福祉協議会 常任協議員)
・ 友田 直人 (全国母子生活支援施設協議会 副会長)
・ 野崎 吉康 (全国社会福祉協議会 事務局長)

10. 著作権について

研究論文の著作権は、著者(研究者)に帰属する。ただし、研究論文集等を作成する際の編集出版権および複製権は、全国社会福祉協議会が持つものとする。

11. 個人情報取り扱いについて

申請書に記載された個人情報、本研究奨励基金における運営管理の目的のみの利用とする。

12. お問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 (担当: 秋田、土谷)

Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

E-mail: ueyama-turu-fund@shakyo.or.jp

ホームページ: <http://www.shakyo.or.jp/>

※ 申請書は、全国社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

故 植山つる(うねやま つる)氏のあゆみと本事業について

故 植山つる氏は1907(明治 40)年、現在の福井県敦賀市に生まれました。1930(昭和 5)年、日本女子大学社会学部を卒業後、聖路加国際病院医療社会部ケースワーカーを経て、翌年、当時の東京市社会局保護課訪問婦(ケースワーカー)になりました。1946(昭和 21)年には厚生省囑託となり、さらに1959(昭和 34)年からは児童局母子福祉課長を務められました。また、1960(昭和 35)年からは、中央児童福祉審議会幹事に伴って、1965(昭和 40)年には、総理府中央青少年問題協議会専門委員に任命されました。その後、後世の社会福祉専門職の育成に励まれ、1967(昭和 42)年に淑徳大学教授、さらに名誉教授に就任されました。本事業は、故 植山氏からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、1978(昭和 53)年に「植山研究奨励基金」として発足いたしました。今日では、児童福祉施設に働く保育士並びに児童指導員等職員を対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励が図られています。

植山つる児童福祉研究奨励基金 過去10年間の助成決定テーマ

研究テーマ	研究主体の児童福祉施設	年度
保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について	保育所	27年度
「日本の伝統文化をとおして、豊かな心を育む」～保育園でのお米遊び・5歳児～	保育所	27年度
児童養護施設における児童手当の活用～子どもへの貧困と自立に焦点をあてて～(仮)	児童養護施設	27年度
児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更に伴う遊楽線とマニエアル作成に関する研究	児童家庭支援センター	27年度
保育所1・2歳児の食事場面における子どもと人間関係の育ち～保育者の意図性を手掛かりとして～	保育所	27年度
母子生活支援施設における心理職による活動展開の一考察	母子生活支援施設	26年度
保育所調査における保育所実態と現状を考える	保育所	26年度
児童養護施設における集団音楽療法の適用に関する実践研究	児童養護施設	26年度
児童養護施設の小規模化に伴う職員の専門性及び施設運営の課題に関する研究	児童養護施設	26年度
児童養護施設職員の子どもの不適切な対応に対する意識調査～「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」の開発に向けて～	児童家庭支援センター	26年度
保育園の1歳児におけるかみつき行為の要因分析	保育所	25年度
児童養護施設における家庭復帰に関する研究～地域との連携を考える～	児童養護施設	25年度
児童が自立のために必要な身に付けておくべきSSST(ソーシャルスキルトレーニング)を開発する研究	児童養護施設	25年度
児童養護施設における生い立ちプログラムの取り組みについて	児童養護施設	25年度
児童養護施設における措置変更事例の実態について	児童養護施設	24年度
児童養護施設における施設心理士導入の実際Ⅲ～施設心理士に望むこと・今、心理士に何が求められているのか～	児童養護施設	23年度
母子への「食育」を通じたエンパワメント実践	母子生活支援施設	23年度
SRSの後遺症により心身の発達に遅れをもつ子どもたちの発達と背景～子どもと保護者のワークを通しての探索的研究～	乳児院	23年度
児童虐待事例における親への支援	児童家庭支援センター	23年度
母親の不安に寄り添う支援～防災ハンドブックの制作を通して～	市独自のセンター	23年度
特別なニーズを持つ子に寄り添う保育～気になる子への対応～	保育所	22年度

平成26年度 助成対象者研究者報告書概要(一部紹介)

【母子生活支援施設】

研究の種類	研究概要報告	研究者(敬称略)
研究 A (自主研究)	<p>母子生活支援施設における心理職による活動展開の一考察</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】 母子生活支援施設の心理職に「他職種との連携」についてフオーカスグループインタビューを行い、逐記録を作成し、質的内容分析を行った結果、「他職種と連携する上で大切にしていること」「関係機関とのネットワーク」「心理職の気付き・大切な視点」の3つのカテゴリが抽出された。心理職がチームに溶け込む努力と他職種への配慮が他職種への連携に役立っていると言え、生活の場では、利用者の職員への不満や愚痴を聞くことも多く、お互いの代弁者となり人間関係調整を行っている。心理職自身が施設の特徴を理解しようと努力し、施設職員としての業務も積極的にこなしながら試行錯誤して行く中で、連携が生まれ協働に繋がっているようである。</p> <p>【研究成果・考察の概要】 母子生活支援施設の心理職に「他職種との連携」についてフオーカスグループインタビューを行い、逐記録を作成し、質的内容分析を行った結果、「他職種と連携する上で大切にしていること」「関係機関とのネットワーク」「心理職の気付き・大切な視点」の3つのカテゴリが抽出された。心理職がチームに溶け込む努力と他職種への配慮が他職種への連携に役立っていると言え、生活の場では、利用者の職員への不満や愚痴を聞くことも多く、お互いの代弁者となり人間関係調整を行っている。心理職自身が施設の特徴を理解しようと努力し、施設職員としての業務も積極的にこなしながら試行錯誤して行く中で、連携が生まれ協働に繋がっているようである。</p> <p>【残された課題・今後の展望】 今回のインタビュー調査を通じて、心理職自身が施設の特徴を理解しようとする努力し、施設職員としての業務も積極的にこなしながら試行錯誤している姿が印象的であった。その境地に至るまでの幾度の葛藤と悩みは想像にかたなくない。しかし、施設に応じて心理職に求められるニーズが違い、さらに雇用形態や常勤・非常勤で行っている業務が異なることから質的分析に課題が残った。今後、このような様々な心理職の活動展開をプロック毎や全般的な規模で研修や報告をもたれたる事が期待される。</p>	<p>大分県 社会福祉法人別府永生会 永生会 母子ホーム 木元 卓也</p>

研究内容	実施施設	年度
児童養護施設における性的問題行動のある児童と担当職員へのグループ治療プログラムの実践研究	児童養護施設	22年度
児童養護施設における心理アセスメントに関する調査研究～ケアワークとの協働支援を考える～	児童養護施設	22年度
母子生活支援施設における退所後地域生活を見据えた生活支援と就労自立支援	母子生活支援施設	22年度
自立援助ホームにおける利用者の進捗状況及び就労支援の実態調査	児童養護施設	22年度
退所後の午後保育の見直しと一日の保育の再検討～保護者とのかかわりの中で～	保育所	21年度
母子生活支援施設における母親及び児童のためのエンバワメントプログラムの実践と効果	母子生活支援施設	21年度
ユニット型児童養護施設における施設環境が子どもにも与える影響の研究	児童養護施設	21年度
大学との連携による食育活動	児童養護施設	20年度
家庭における育児不安や、親の悩みなどについての実態調査	県保育協議会	20年度
「気がかりな子ども」に対しての個々の環境を考慮する～子ども達にとって着ちややすい環境とは～	保育所	19年度
速いを聴め、理解しあう保育・一人ひとりが主人公になれる保育支援を目指して～クラス集団にかえす小グループ保育の研究・実践～	保育所	19年度
児童養護施設における入所児童と家庭との交流の経過に関する研究～退所したケースの検討も含めて～	児童養護施設	19年度
グイン・ホームにおける、被虐待児と養護児童の自立支援計画の作成	児童養護施設	19年度
社会的養護入所児童の自立援助計画書の標準化に関する研究～乳幼児期に焦点をあてて～	乳児院	19年度
幼老複合施設における高齢者と幼児の世代間交流の効果に関する研究	保育所	19年度
アナフィラキシーショック既往歴がある子どもの食事と、他児との違いが気になりだす年齢からの心理的ケア	保育所	18年度
幼児の生活と被労に関する研究～朝の快いスタートと生き生きとした生活実践のための保育プログラムの検討～	保育所	18年度
児童養護施設における外泊に関する研究～縦断的検討も含めて～	児童養護施設	18年度
大阪市の児童入所施設における処遇指標(平成12年度版)の再検討(今日的課題)	児童養護施設	18年度
母子生活支援施設における効果的な自立支援計画策定に関する調査研究	母子生活支援施設	18年度

【児童養護施設】

<p>研究の種類 研究 A (自主研究)</p>	<p>研究者 (敬称略) 静岡県 社会福祉法人共生会 児童養護施設 設 松風荘 八木 孝憲</p> <p>研究テーマ・研究概要報告 児童養護施設における集団音楽療法の適用に関する実践研究</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】 ＜研究課題＞ これまで虐待児や発達障害児等の施設入所児童に対して、心理療法の「環としてグールーセラピーやソーシャルスキルトレーニングを実施し、集団としてまとまりや社会的スキルの向上、情緒の安定を図る取り組みがなされてきてはいるが、概してそこには治療的意味合いが強く、また心理士とに限られた専門職に業務が委ねられており、施設職員全体として継続的に取り組み情報共有していく面で困難さがある。そこで本研究では、集団への音楽療法を適用することで、児童が自己表現の楽しみや情緒の発散を体験することを一時的目標とし、併せて対人的交流を発展させることや自我機能の促進や改善をも目標とし、自己像・対人関係等の発達を促し、トラウマの軽減が図られたものはあるが(岡田・平石 2002)、集団へ実施したものは見受けられない。他にも知的障害児・発達障害児への実施により、その効果は実証されているもの(山内 2000 平石 2003)、施設入所集団児童への適用に関してはまだまだ未開拓の分野とも言える。施設入所児童のあらわれは、しばしば発達障害児のあらわれと類似していることは報告されており、そのような観点から、音楽療法の適用は効果が期待される。施設入所児童への個別音楽療法の実施にしたい。</p> <p>＜研究方法＞ 研究対象：小学生男女児童9名(男児：女児 4:5) ①行動観察(毎回ビデオ録画をし、音楽療法士(女性)・心理士(男性・女性)・治療指導員(男性)・生活支援員(男性・女性)にて行動評価を実施する。各回終了後の後日会議にて90分。 ②効果測定：適用前に I、日本版子ども用トラウマ症状チェックリスト II、抑うつ性尺度 III、子どもの行動チェックリストを実施し、適用後の5・10回終了時に再度実施し、児童の心理的側面を評価する。 ③児童の主観的評価：各回終了後に、児童と個別面談(5分程度)を実施し、内容分析をする。</p>
----------------------------------	--

【保育所】

<p>研究の種類 研究 A (自主研究)</p>	<p>研究者 (敬称略) 山形県 鮎川保育所 佐藤 伸子 (山形県保育協議会 調査研究委員会 委員長)</p> <p>研究テーマ・研究概要報告 保育所調査における保育所美態と現状を考える</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】 ＜研究課題＞ 子育て支援の中核的役割を持つ保育所は、制度の動向に注視し情報収集を根拠に、今度の施設運営や方針を考へなければならぬ時期となっており、少子化対策として、子育て支援事業に取り組み、安心して子どもを預けられ、健やかな子どもを育て、養護と教育の基で保育士不足、定着率の低下など、課題が多くある。保育サービスの充実を図るため、保育士の現状を正しく捉え、保育情勢を踏まえながら、保育所が今後、果たす役割と進むべき方向を考へなければならぬ。このため、現状を踏まえ、保育所の現状を把握するため、課題を明らかにし、保育向上のための要望や提言行動につなげるため、標記調査を実施した。</p> <p>＜研究方法の概要＞ 県内の地区組織より選出された役員(125 7名、126 7名(総務の含む)で調査研究調査委員会、県内全域の保育所職員のため、月に1回ほど山形県中心部に集まる。1回の会議は6時間程度、主に各自持ち帰りの作業となる。 ①研究課題の設定 ②アンケート募集・回収 ③アンケート集計・分析 ④アンケート集計・分析</p> <p>【研究成果・考察の概要】 保育所に求められている支援は多様化し、保護者のニーズが拡大する中で、保育士の正職員の減少、限られた人員体制で対応を図らざるを得ないという実情であり、保育運営の厳しさや顕著であると思われる。現在の保育所は、家族形態や地域のネットワークが複雑化するなかで、保育に欠ける子どものため、養護と教育の一体的な提供を行う保育所保育士に加え、子育て支援のニーズに合わせ、延長保育や、病児・病後児保育、保護者への支援、地域での子育て支援活動等、多岐にわたる役割、機能が求められている。 一方で、保育所の職員体制に関しては、調査結果で明らかになったように、非正規職員が導入が進んでおり、看護師等の専門職については、配置されている施設はほとんどないといった状況である。 また、障がい児保育では、保育所運営の厳しい状況の中で、発達障害等の多様な課題に対応するために、柔軟な人員体制で対応が図られている状況がある。職員の研修体制も、園内研修の機会を設けている施設は多く、質の高い保育の提供に対する意識の高さが伺えた。しかし、園外研修となると正職員対象といっているところもあり、市町村の方針や財政力等の違いにより、地域間での格差も存在しているようである。 保育士は、生涯にわたる人間形成の基盤が培われる極めて重要な時期である、子どもの育ち、発達を保障するため、一人ひとりの子どもに合わせた保育を展開している。保育所は、地域の子育て支援の中核的な役割を果たし、制度や指針の改正により職務と責任は重くなってきたこと、さらに、就労条件や就労体系、処遇などから、保育士不足や離職等の大きな要因になっていると懸念される。今、保育所で働く職員の労働環境の整備と処遇改善が最も重要な課題である。</p> <p>【残された課題・今後の展望】 この調査報告書を県内全公園施設へ配布することにより、調査研究の成果を共有し、地域での保育の運営状況や、保育事業取り組み等、保育の現状を把握し、保育所の運営を見直すとともに、保育所の役割を改めて考え、保育の質の向上につなげることを期待する。 また、本会として、この調査結果を基に、保育職員の処遇改善と保育環境改善のため、県や市町村行政への要望活動に活用し、保育士確保・離職防止につなげていきたい。</p>
----------------------------------	---

【児童養護施設】

<p>研究の種別</p> <p>研究 A (自主研究)</p>	<p>研究者 (敬称略)</p> <p>千葉県 千葉県富浦学園 前田 美</p> <p>研究テーマ・研究概要報告</p> <p>児童養護施設の小規模化に伴う職員専門性及び施設運営の課題に関する研究</p> <p>【研究課題・研究方法的概要】</p> <p><研究課題> 大倉制から小舎制となったことで直接児童の支援にあたる職員にどのような変化が起きたかを主に負担感を中心に調査し、小規模化に伴う課題と必要とされる専門性、それを支えるための方策を検討する。</p> <p><研究方法の概要> ①先進自治体である東京都、小規模施設として運営している児童養護施設2カ所を対象にヒヤリング調査を行った。 ②大倉制、小舎制両方の業務を比較している職員を対象に質問紙調査を行った。 ③ヒヤリング調査及び質問紙調査の結果を分析するとともに、研究メンバーによる討議を行って、小規模化に伴う課題を明らかにするとともに、改善策を検討し、提言をまとめた。</p> <p>【研究成果・考察の概要】</p> <p><研究結果> 両調査から、小規模ホームが一人一人の児童にあわせきめ細やかな援助を可能にする一方、職員一人一人の力量や価値観などが援助内容により強く影響を与え、例えはユニット間で、あるいは小規模ホームでの違いがより大きくなる可能性が高いことが明らかになった。</p> <p><考察の概要> 大倉制と小舎制では一人一人の職員に求められる具体的な知識や技術は異なっており、一言で言えば小舎制の職員は多様な知識や技術が必要である。生活の場という視点に立てば、それは当然のことかもしれないが、大倉制ではそれを一人ではなく複数で担っていた。それを一人で担うために必要とされる小舎制に対応した職員組織、研修、スーパービジョンの仕組み等の整備が迫られていることが改めて確認され、本研究では一部ではあるが、改善の提案も行った。</p> <p>【残された課題・今後の展望】</p> <p>本研究の調査対象は富浦学園1施設のみである。したがって、この研究で明らかになった課題や職員の負担感などが、他の施設でも同様に見えるかどうかは分からない。ヒヤリング調査結果でも一部紹介したが、すでに先行して小規模化に取り組み、職員体制や研修体制を整備したり、施設設備面の工夫をしている施設では、別の課題が浮き彫りになるかもしれない。また、富浦学園は小規模化と並行して職員雇用形態の多様化も進めたことからも、小規模化よりもこの点が影響をあたえている課題の研究も考えられる。</p> <p>このように、研究として一定の限界はあるが、本研究を通して日々児童の援助に当たっている職員が実感していることを明らかにした点は意義があると思われる。国の政策の方向が小規模化を明確にしている以上、それを確実に児童の福祉の向上につなげていくためには、職員による積極的提案が不可欠であると考えられる。今後、本研究の提言を具体化する手法（例：研修の具体的なプログラム作り）を検討するとともに、より客観性のあるデータ収集を心がけ、小規模化が真に児童のために生かされるよう調査研究を重ねていきたい。</p>
---------------------------------	--

<p>【研究成果・考察の概要】</p> <p>実施前よりも実施後の方が、児童の感情表現が豊かになった。また、日常生活において身近な音の出るものに興味を抱き、軽く叩いてみたりする行動がみられるようになった。音楽といえどもその音を媒介にしているため、子どもからすれば取っつきやすさや親近感があり、導入自体スムーズであった。音楽それ自体というよりも、打楽器や身体的動きを取り入れたセッションのなかでも個別の問題が浮き彫りになるように感じた。</p> <p>生活場面での変化としては、アラス面として感情表現が豊かになり、いつもよりも笑顔を見せたため、それを喜ぶようになった。それと併せて、原宿面では笑顔中に気分が高揚していることはあるが、友好的で良好なものになった。マイナス面では笑顔中に気分が高揚し、それを生活場面で持ち越してしまったり、落ち着きなくなるといった、暴力的に行なった直後は音がゆるんでいることもあり、施設に備る際に種々に甘えが出たり、暴力的になるなどトラブルになる場面が見られた。これはセッションの影響が大きく影響しているものと思われる。</p> <p>職員・児童間及び児童・児童間の関係性においては、一時的ではあったが身近な音の出るもので一緒に遊ぶなどして、音楽療法を受けた児童間の関係性が友好になった。大人にも自分が見つけた「いい音」を聞かせに来る児童が多かった。セッション中で子どももほろから一緒にしようとして騒いだり、音楽が媒介になっているからか、普段あまり接触のない児童とも関わりやすくなり、コミュニケーション頻度が高くなる傾向が見られた。職員・児童間者ともに「楽しい」という感情は必須であるように思われ、児童だけだけでなく、大人も楽しんで参加すること自体が、両者の気分等感活させ、療法たらしめるものになるように思われた。よって課題の部分でもあげたが、セッションに関わる大人がどのような立ち位置で参加するかの設定は必要であるように思われる。</p> <p>さらに、音楽療法場面での肯定的な言動については、心理療法場面でフィードバックすることにより、より強化していくことが出来たと考えられる。</p>	<p>【残された課題・今後の展望】</p> <p>音楽療法士の立ち位置があまりいい位置にあり、子どもと関わりながらのセッションであるのだが、どこかで音楽の先生として児童に受け取られる面があり、どういう関わりをしていけるかが課題でいくのか、詳細に検討し設定しておく必要がある。第二は音の設定である。子ども内面に働きかけ、問題が浮き彫りになったところでセッションを終了するたため、気分が非常に高揚したままの状態を外に出していくことになり、危険な場面も少なくならずあった。どの心理療法にも共通しているが、きちんと枠内で耐える形を作っておかないといけないと感じられた。一方で、音楽療法はその特性から、枠組み設定にこだわる必要がそれほど求められないなどの考えもあり、今後更なる議論を重ねていきたい。さらに、グループ構成を維持する上での課題としては、施設という形態のため年度途中での児童の入退所があり、グループ人員が変化するということから、集団性を維持する困難さがつきまとうことを視野に入れる必要がある。</p> <p>また関係性の箇所でも言及したが、セッションに入る大人の立ち位置があまりいい位置にあって基本的には傍観するスタイルをとっていただけ、一緒に入り行うのを協力してくれている支援者にも詳細に説明できれば、よりスムーズに進行されたことが考えられる。児童たちは音楽療法を楽しんでおり、感情表現が豊かになったが、音楽療法の際の高揚した気分が生活場面への切り替えがうまくいかず、落ち着いた行動がとれなくなることがあったため、児童が気持ちの切り替えを上手に行えるよう支援が必要であると感じた。</p>
--	---

研究の種類	研究者 (敬称略)
<p>【児童養護施設】</p> <p>研究の 種類 研究 B (専門 研究)</p>	<p>山口果 山口果子ども ソークシヤ ルワーク研 究会 金本 秀 輔</p>
<p>研究テーマ・研究概要報告</p> <p>児童養護施設職員の子どもへの不適切な対応に対する意識調査 —「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」の開発に向けて—</p> <p>【研究課題・研究方法の概要】 ＜研究課題＞ 児童養護施設職員の子どもへの不適切な対応に対する意識調査を行い、①「不適切な対応」が生じる要因の分析とその改善方法、②実践の質的向上へ向けた個々の職員の本音の聞き取りのための「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」作成を目的とする。</p> <p>＜方法の概要＞ 「不適切な対応」の予防等について先駆的な取組を行っている児童養護施設職員やその第3者委員に対し、インタビュー調査を行い、分析については質的調査研究者の助言を得ながら修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの手法で行った。また、職員の対応について法的観点から解説の視察をもつたため弁護士からも助言を得た。</p>	<p>研究概要</p> <p>目的①の要因について ・子どもが指導に従わないことを理由に懲戒行為をもって指導に従わせるといった施設の風土がある。 ・被措置児童虐待の定義、「不適切な対応」の概念について職員間で共有が出来ていない。 ・施設のルールが子どもたちのための目的ではなく、職員が管理しやすい、といった目的で職員により一方的に定められている。等8点、①の改善方法について ・子どもを指導する場合、職員は2人以上で対応する。職員や子どもととって第3者がいることで互いが興奮せず話し合いが出来る。 ・異性の子どもと職員が個室で二人きりにならないようにし、個室で学習指導にあたる場合等はドアを少し開けて会話が聞こえるよう配慮する。また、異性の子どもと職員は二人での外出も避け、どうしても必要な場合は施設長や主任級の管理職の許可を得る。 ・子どもが興奮した場合、職員は2人以上で対応し、子どもを拘束した場合に監我をさせないようにする。またその際なぜ拘束するに至ったかを詳細に記録に挙げ、後日職員間で検証する。 等10点考えることができた。</p> <p>【残された課題・今後の展望】 ＜残された課題＞ ②のセルフチェックシートについて、実際に児童養護施設職員により行い、その結果を集計、分析を経てさらに実用的、一般的な内容へと修正、昇華していく必要がある。 ＜今後の展望＞ 課題についての取組として、全国の児童養護施設を対象としたセルフチェックシートの活用についてアンケート調査を実施する等して量的調査の実施が求められる。</p>

<p>【研究成果・考察の概要】 ＜研究結果＞</p>	<p>5名の関係者からインタビュー調査の協力を得た。インタビュー調査結果より、被措置児童虐待は被措置児童虐待対応ガイドラインにより法的に定められた子どもへの良くない対応、「不適切な対応」は法的に定められてはいない、子どもへの良くない対応・子どもが万引きをしたからといって外出禁止にしても子どもの改善に繋がらず意味がない、職員が子どもを万引きをした店へ行き、謝罪をする、また職員が子どもが万引きをして悲しいと思える関係性が重要、他児、他者へ危害を加える可能性のある子どもは通常とは違う別室で生活させることも考えられるが、その際に子どもを孤立させず職員が積極的ににかかわりよう配慮する、等「不適切な対応」と被措置児童虐待の違いやどういった行為が「不適切な対応」となり、これを未然に防ぐためにはどのような意識や取組が求められるか、ということが明らかとなった。また、目的②を作成することが出来た。</p> <p>＜考察の概要＞ 目的①の要因について ・子どもが指導に従わないことを理由に懲戒行為をもって指導に従わせるといった施設の風土がある。 ・被措置児童虐待の定義、「不適切な対応」の概念について職員間で共有が出来ていない。 ・施設のルールが子どもたちのための目的ではなく、職員が管理しやすい、といった目的で職員により一方的に定められている。等8点、①の改善方法について ・子どもを指導する場合、職員は2人以上で対応する。職員や子どもととって第3者がいることで互いが興奮せず話し合いが出来る。 ・異性の子どもと職員が個室で二人きりにならないようにし、個室で学習指導にあたる場合等はドアを少し開けて会話が聞こえるよう配慮する。また、異性の子どもと職員は二人での外出も避け、どうしても必要な場合は施設長や主任級の管理職の許可を得る。 ・子どもが興奮した場合、職員は2人以上で対応し、子どもを拘束した場合に監我をさせないようにする。またその際なぜ拘束するに至ったかを詳細に記録に挙げ、後日職員間で検証する。 等10点考えることができた。</p> <p>【残された課題・今後の展望】 ＜残された課題＞ ②のセルフチェックシートについて、実際に児童養護施設職員により行い、その結果を集計、分析を経てさらに実用的、一般的な内容へと修正、昇華していく必要がある。 ＜今後の展望＞ 課題についての取組として、全国の児童養護施設を対象としたセルフチェックシートの活用についてアンケート調査を実施する等して量的調査の実施が求められる。</p>
--------------------------------	--

平成28年度植山つる児童福祉研究奨励基金申請書(研究A・自主研究)

フリガナ 申請者氏名	(印) 職名	経歴年数	年	ヶ月
所属施設名				
所在地	〒			
研究テーマ	TEL:	FAX:	E-mail:	
共同研究者 氏名・役職名				
研究課題・意義	<p>児童福祉の発達課題の中で、現在どのようなニーズや課題があり、それを解決することに何の意義があるのかを具体的に述べてください。</p> <p>・その課題についての先行研究があれば、それと関連付けて記述してください。</p> <p>・専門用語や通語を多用せずに、明確な文章心がけてください。</p>			
研究方法	<p>研究課題に対応させる形で、その研究方法を述べてください。</p> <p>・体系的ごと~についてアンケートを行う/1ケース検討を行う/1だけではなく、具体的な質問項目やケース検討のメンバー構成・内容・時間等についても明確に記述してください。</p> <p>・研究に当たって体系的に配慮した事項を必ずご記入ください。</p>			

年間スケジュール
・研究のスケジュールを具体的に書いてください。

10月	4月
11月	5月
12月	6月
1月	7月
2月	8月
3月	9月

予想される成果・実践への貢献
・本研究により予想される成果や、実践に対してどのような効果・貢献が期待できるかを具体的に述べてください。

研究のアドバンテージ
・本研究の将来への見通し、展望、また、本研究の特色・オリジナリティ・アドバンテージ等について自由に述べてください。

経費計算および助成希望金額
・助成対象の項目は、謝金、旅費、印刷製本費、会議費(研究に当たり必要不可欠な食事や飲み物等)、賃借料、備品購入費、その他(特に研究に必要とされるもの)としてください。
・助成希望金額の支出の大半が、会議費や備品購入費とならないように記入してください。

収入の部)	円	円
(支出の部)	円	円

○助成金の主な使用用途

○助成希望金額(20万円以内) 円

※申請書の内容は本様式に必ず収まるように記入してください。

平成28年度植山つる児童福祉研究奨励基金申請書(研究B・共同研究)

フリガナ 申請者氏名	(印) 職名	経歴年数	年	ヶ月
所属施設名	〒			
所在地	TEL:	FAX:	E-mail:	
研究者一マ				
共同研究者(必須) 氏名・役職名				
学識者(必須) 氏名・所属				
研究課題・要旨	<p>研究課題・要旨 ・児童福祉の実態把握の中で、現在どのようなニーズや課題があり、それを解決することにより何の意義があるのかを具体的に述べてください。 ・児童福祉の現状について、先行研究があれば、それと関連付けて記述してください。また、先行研究の成果物(報告書)などを添付してください。 ・専門用語や造語を多用せずに、明確な文章を心がけてください。</p>			
研究方法	<p>研究方法 ・研究課題に対応させる形で、その研究方法を述べてください。 ・調査方法についてアンケートを行う「ケース検討を行う」だけでなく、具体的な質問項目やケース検討のメンバー構成・内容・時間等についても明確に記述してください。 ・研究に当たって倫理的に配慮した事項を必ず記入ください。</p>			

年間スケジュール ・研究のスケジュールを具体的に書いてください。	4月
	5月
	6月
	7月
	8月
	9月
予想される成果・実績への貢献 ・本研究により予想される成果や、実証に対してどのような効果、貢献が期待できるかを具体的に述べてください。	
研究のアピール ・本研究の将来への見通し・展望、また、本研究の特色・オリジナリティ・アピールポイント等について自由に述べてください。	
経費計算および助成希望金額 ・助成対象の項目は、調査・旅費、印刷費本費、余額(研究に当たり必要不可欠な食費や飲み物等)、賃借料、備品購入費、その他(特に研究に必要とされるもの)としてください。 ・助成希望金額の支出の大半が、余額買や備品購入費とならないように記入してください。	
(収入の額)	円
(支出の額)	円
○助成金の主な使用用途	
○助成希望金額(100万円以内)	円

※申請書の分量は本様式に必ず収まるように記入してください。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省による「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の経営状況等に関する調査」へのご協力のお願ひ…………… 1

内閣府・文部科学省・厚生労働省による 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の 経営状況等に関する調査」へのご協力のお願ひ

平成 28 年 8 月 30 日より順次、標記調査に係る調査票（別添参考）が全国の保育所・認定こども園等に向けて発送されています。

本調査は、国における今後の施策の検討のための基礎的なデータとして活用することを目的としており、内閣府・文部科学省・厚生労働省の一府二省から、多くの調査対象が存在すると想定される全国保育協議会に、別紙の通り周知・協力があつたものです（調査事業実施者は「みずほ情報総研株式会社」）。

調査票の発送対象は、「事業類型」・「地域区分」及び「定員規模」を踏まえて抽出されており、多岐にわたる属性ごとのデータの有用性を高めるためにも、多くのサンプルが必要とされています。

調査票の送達があつた会員におかれましては、積極的なご回答・ご協力賜りますよう、ご配慮の程宜しくお願ひ申し上げます。

○調査票（全 4 種 ※いずれか 1 点が対象施設に送付されています）

- ・平成 28 年度幼稚園・保育所・認定こども園等の実態調査＜保育所調査票＞
- ・平成 28 年度幼稚園・保育所・認定こども園等における処遇改善の状況に関する調査＜保育所調査票＞
- ・平成 28 年度幼稚園・保育所・認定こども園等の実態調査＜地域型保育事業調査票＞
- ・平成 28 年度幼稚園・保育所・認定こども園等における処遇改善の状況に関する調査＜地域型保育事業調査票＞

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・保育の質を低下させる国家戦略特別区域での大阪府提案に対し、保育三団体協議会が関係閣僚への反対意見を表明…………… 1
- ・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について・ 4
- ・社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について～点検項目が示される～…………… 5

保育の質を低下させる国家戦略特別区域での大阪府提案に対し、保育三団体協議会が関係閣僚への反対意見を表明

本年8月31日、大阪府は、(1)「保育所設置基準を自治体が独自に決定できるようにすること」、(2)「無資格の人材を配置基準上カウントできるようにすること」からなる、待機児童解消対策を、国家戦略特別区域会議 合同会議へ提案しました。

待機児童解消対策の検討促進について

「第9回関西圏区域会議(H28.5.10)」において、大阪府知事から提案した内容
“特区のルールは特区で決める”ことを基本に下記の項目を検討例として提示

- 【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定
例)多様な人材を配置基準に位置付け、面積基準の緩和
- 【提案2】 特区限定版の保育士をサポートする人材を、配置基準に位置付け
- 【提案3】 保育にかかる情報公開、ガバナンス改革

大阪府の取組み状況

- 基準緩和
 - ✓ 提案内容に賛同する市町村と意見交換の場(市町村WG)を設け、2回開催。保育の量の拡大、質の確保を実現する基準緩和の内容を検討している。
 - ✓ 今後、期待される効果の分析を進める。
- 新たな保育人材
 - ✓ 「大阪府子ども施策審議会」に「新たな保育人材のあり方検討部会」を設置し、2回開催。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/shingikai/arikatabukai2.html>
 - ✓ チーム保育を推進するための多様な人材の役割、必要なスキルや検定・育成方法等の意見聴取。
 - ✓ 10月中の提言案とりまとめを目指す。
- 情報公開等
 - ✓ 市町村WGに加え、団体等からの意見も聞きながら枠組みを検討している。

早期に、特区制度としての検討の俎上に

これに対し、保育三団体協議会は、保育の質を担保する観点から反対の姿勢を表明すべく、9月16日、関係閣僚(*1)へ3ページの意見書を提出しました。

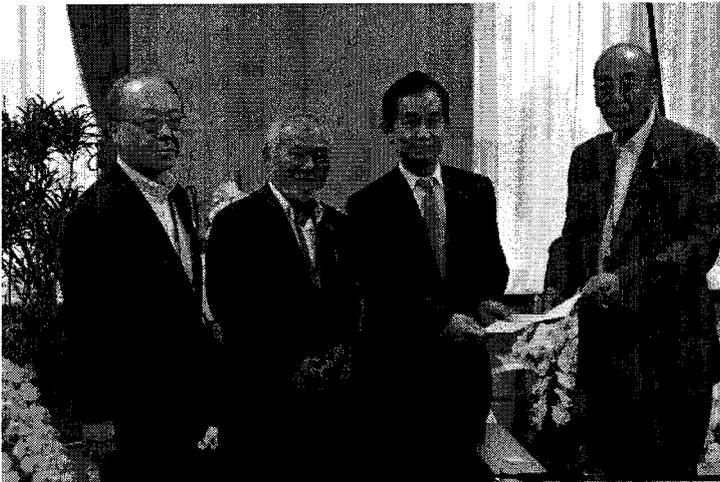
*1 山本 幸三 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）
塩崎 恭久 厚生労働大臣 ※当日の対応は、古屋範子 厚生労働副大臣

【山本 幸三 内閣府特命担当大臣からの発言】

- 質を唱えるのは最重要点。これをふまえて関係者と検討していきたい。
- 保育士以外の職員配置弾力化などの策はとったが、質は落とさないことを前提としての策であり、その点との整合を図っていきたい。

【古屋 範子 厚生労働副大臣】

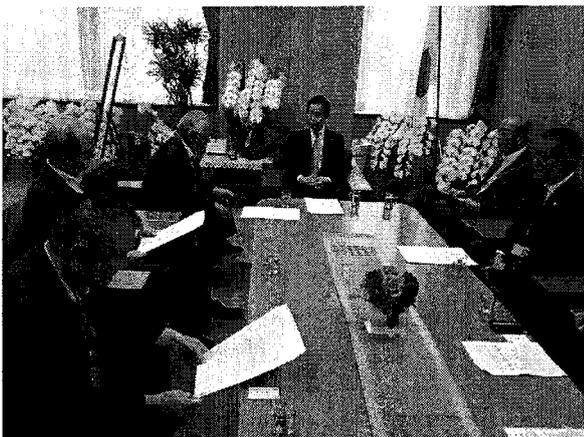
- 待機児童解消は、政府における最大の課題であり、待機児童解消加速化プランを充実させて取り組んでいる。また、保育士の確保につながる処遇改善のための予算編成を検討しているところ。
- 子どもにとって良い環境や必要な環境を整えるために、国は各種の基準を作っている。
人格形成への影響も鑑み、大阪からの提案は慎重に取り扱いたい。待機児童の解消のために「何でもあり」とは、しない。
- 誰でも保育ができるならば、あえて資格を取得することは必要なくなってしまう。緊急対策の中で、配置人員の弾力化はおこなったが、小規模保育や朝夕のみの時間帯などといった時限的かつ限定的な策である。
基準そのものを崩すような事項については、慎重に考えていきたい。



●山本幸三大臣へ意見書を手交
(写真左から、大谷 泰夫 日本保育協会 理事長、
万田 康 全国保育協議会 会長、
近藤 道 全国私立保育園連盟 会長)



●古屋 範子 厚生労働副大臣へ
万田会長から意見書を手交



●山本幸三大臣へ意見について説明する万田会長
(写真左奥 万田 康 全国保育協議会 会長、
左手前 小島 伸也 全国保育協議会 副会長、
右奥 森田 昌伸 全国保育協議会 副会長)

平成28年9月16日

内閣府特命担当大臣 山本 幸三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

大阪府提案の国家戦略特別区域における 保育の質を低下する保育所設置基準・配置基準の緩和に 保育三団体協議会は反対します

第9回関西圏国家戦略特別区域会議(5月10日)及び第10回同会議(8月31日)において、大阪府より待機児童解消対策として次のように提案されました。

【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定

【提案2】 特区限定版の保育士をサポートする人材を、配置基準に位置付け

本提案を容認することは保育の質の低下を招き、保育所での重大事故を起こしかねない非常に危険な提案です。我々はこの提案には絶対に反対です。まち・ひと・しごと創生(地方創生)とは、子どもの未来を大切にという願いも込められているはずです。日本の未来の為、人口減少と少子化傾向に歯止めをかけるためにも賢明なご判断をお願いいたします。

1. 保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定しないでください

- すべての子どもが“どの地域でも”“等しく”社会全体の支援のもと“安心して”生活し、発達が保障される制度の充実のために、国が最低限度の基準を維持して下さい。国が最低の基準を示し、自治体によっては、更に子どもにとってゆとりある基準にする現行制度は理にかなっていません。今回の特区申請では、待機児童解消の名のもとに国の最低基準を下回る基準策定がなされることは明白です。国は実際に保育を受ける「子どもたち」の立場から、また保育所に預ける「保護者」の立場からのご判断を強く要望します。

2. 保育士資格を有さない保育をサポートする人材を、配置基準に位置付けしないでください

- 待機児童の解消と急速な保育ニーズ拡大への対応には、保育士等の人材確保が肝要です。しかし、そのために、保育の質の低下につながるような規制緩和は本末転倒です。昨今、保育の現場に求められる役割やニーズはより高度化し、複雑化しています。子どもの発達を保障し安全を確保するために、保育士資格を有しない人材をもって対応することは、必ずや質の低下を招きます。

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び 非常災害時の体制整備の強化・徹底について

平成 28 年 9 月 9 日、厚生労働省は、通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」を、都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

本通知は、本年 8 月に台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により、認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなる被害があったことから、児童福祉施設等においても災害発生時に利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む非常災害時の体制整備の強化・徹底について周知されたものです。

通知では、「1 情報の把握及び避難の判断について」及び「2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について」の留意事項が示されるとともに、以下枠内の調査項目について平成 28 年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握する予定である旨記載されています。

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・児童福祉施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園
- ・児童厚生施設（児童館・児童センター） ・児童養護施設
- ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・家庭的保育事業所
- ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・児童相談所一時保護施設
- ・婦人相談所一時保護施設 ・認可外保育施設 ・自立援助ホーム ・婦人保護施設
- ・放課後児童クラブ

通知の全文は、別添の内容をご参照ください。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について ～点検項目が示される～

平成 28 年 9 月 15 日、厚生労働省は、通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

本通知に先立っては、7 月 26 日付けで通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」が発出され注意喚起されたところです（全保協ニュースNo.16-26（7 月 26 日）で既報）。

今般、「地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となること」と、「外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となること」の両立を図る観点から、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、「①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要」として、『社会福祉施設等における点検項目』が示されています。

通知・点検項目の全文は、別添をご参照ください。

雇児総発 0909 第2号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備
の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等は、災害発生時の避難に当たって支援を要する者が利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の強化について」(昭和58年12月17日社施第121号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、児童福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下児童福祉施設等へ周知いたたくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設以外においてもご参考としてくださいますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

児童福祉施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用児童等の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を児童福祉施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用児童等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難態勢の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

児童福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみでは

なく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～4の資料も参考としながら、各児童福祉施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等に基づき策定するものとする。)

【具体的な項目例】

- ・ 児童福祉施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認 等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、必要に応じて夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて児童福祉施設等における非常災害対策を講じること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記 1、2 に記載した留意事項を踏まえ、児童福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の 3 の対象施設における別紙の 1、2 に記載した項目について、年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難態勢の確保について(周知依頼)」(平成 28 年 9 月 2 日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「保育施設のための防災ハンドブック」(経済産業省作成)

<http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/bousai2.pdf>

(別添4)「児童福祉施設における防災計画作成指針」(平成 25 年 1 月石川県健康福祉部少子化対策監室)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/bousai/documents/manual.pdf>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 児童福祉施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 児童厚生施設（児童館・児童センター） ・ 児童養護施設
- ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 家庭的保育事業所
- ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 児童相談所一時保護施設
- ・ 婦人相談所一時保護施設 ・ 認可外保育施設 ・ 自立援助ホーム ・ 婦人保護施設
- ・ 放課後児童クラブ

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

(別紙)

雇児総発 0915 第 1 号

社援基発 0915 第 1 号

障 障 発 0915 第 1 号

老 高 発 0915 第 1 号

平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

(別紙)

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

(別紙)

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圈等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち上がった場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

(別紙)

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「第19回社会保障審議会福祉部会」開催
～改正社会福祉法の施行に伴う主な政省令事項（案）が示される～…………… 1

「第19回社会保障審議会福祉部会」開催 ～改正社会福祉法の施行に伴う主な政省令事項（案）が示される～

平成28年9月26日、第19回社会保障審議会福祉部会が開催され、施行に伴う主な政省令事項（案）について協議が行われました。

●会計監査人の設置義務法人の範囲は、「平成29・30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人」が対象に

会計監査人の設置義務法人の範囲について、平成29・30年度は収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人が対象とされ、平成31・32年度は収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人、平成33年度以降は収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人と、段階的に対象範囲を拡大する制度導入が適当とする方針が示されました。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等をふまえ、必要に応じて見直しが検討されます。

●評議員の員数にかかる経過措置について、対象となる小規模法人は「法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、収益4億円を超えない法人」が対象に

改正社会福祉法では、評議員会が、これまでの任意の諮問機関から必置の議決機関となりました。

この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数（6人以上）を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとされています。

この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見がこれまでの福祉部会等の議論がありました。

このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である 4 億円*を超えない法人とすることとされたものです。

* 社会福祉法人が、社会福祉法第 59 条第 1 項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成 25 年度決算）から、集計・分析を行ったところ、社会福祉法人のサービス活動収益の平均は、4 億円となっている。（社会・援護局福祉基盤課調べ）

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項は以下の通りです。なお、政省令案は、9 月 27 日から受付が開始されたパブリックコメントを経て、本年 10 月下旬～11 月目途に公布される予定です。

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

1. 政令で規定する事項

(1) 会計監査人設置の基準

- 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人と規定する。
※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

(2) 評議員数に関する経過措置

- 評議員に関する経過措置（3 年間は 4 人以上とするもの）の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人と規定する。

(3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正）

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」として
いるものを「三月以内」と改正する。

2. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。
※ 法律（改正後の社会福祉法）では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産（社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金）を規定する。（詳細及び係数については通知に記載）

(3) 社会福祉充実計画

- 社会福祉充実計画について、
 - ・ 計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等）
 - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの）などの基本的事項を規定する。（詳細については通知に記載）

3. 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

当日の資料は、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご参照ください。

ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(福祉部会)>第 19 回社会保障審議会福祉部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000137867.html>

パブリックコメントの受付は、以下 e-Gov（電子政府の総合窓口）からとなります。

- 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160187&Mode=0>

※ 政令案の新旧対照表をダウンロードすることができます。

- 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160188&Mode=0>

※ 省令案の新旧対照表をダウンロードすることができます。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底に係る事務連絡の発出及び「平成28年度保育所等事故予防研修」の開催周知・・・1
- ・平成28年度福祉ビジョン21世紀セミナー（旧称：社会福祉トップセミナー）開催のご案内～『ともに生きる豊かな福祉社会』の実現に向けて～……………3
- ・平成28年度全国乳児福祉協議会 公開セミナー～子どもを守り育てるために～開催のご案内・・・4

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底に係る事務連絡の発出及び「平成28年度保育所等事故予防研修」の開催周知

内閣府・文部科学省・厚生労働省は、平成28年10月5日付で事務連絡「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底について」を発出しました。

教育・保育施設等における重大事故については、これまでに、事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、再発防止のための事後的な検証について通知が発出され、再発防止のための取組が進められてきたところです（ガイドラインの発出については、本ニュースNo.16-01で既報）。

また、平成27年度からは発生した事故について、各施設からの報告に基づき「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」として内閣府のホームページで公表されています。

平成28年9月末に掲載された新たな数件の死亡事故では、午睡中の事故が多いこと、また、平成28年4月に公表された「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について（平成27年度）の死亡事故においても、特に0～1歳児の午睡中の死亡事故が多いことをふまえ、28年3月に発出された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の取組について、改めて、関係機関、市区町村に周知されたものです。

なお、周知に際して、ガイドラインが示す重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について、別添のミニポスター及び周知啓発資料が示されています。

【重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項】

○睡眠中の窒息リスクの除去の方法

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、

- ・乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。
- ・何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

ガイドライン本体は、以下の URL からダウンロードすることができます。

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】

～施設・事業者向け～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1

～自治体向け～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf

【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf

【平成 28 年度保育所等事故予防研修の開催】

前述のガイドラインの内容等について講義する、保育所等事故予防研修が開催されます。

会場は、東京、愛知、大阪、福岡の 4 会場です（※参加費は無料）。研修日程及び研修会場は以下の通りです。プログラムの詳細は、別添の研修案内をご参照ください。

【研修日程及び研修会場】

地域	研修期間	研修会場	アクセス
東京	平成 29 年 1 月 25 日(水) ～27 日(金)	TKP 神田ビジネスセンター (H301 会議室)	JR 御茶ノ水駅・神田駅 地下鉄新御茶ノ水駅 等 徒歩 5 分程度
愛知	平成 28 年 12 月 20 日 (火)～22 日(木)	名古屋会議室錦通本町 栄店(17 階ホール B+C)	地下鉄伏見駅 徒歩 5 分程度
大阪	平成 28 年 12 月 12 日 (月)～14 日(水)	国民會館 (大ホール)	地下鉄・京阪電車天満橋駅 徒歩 5 分程度
福岡	平成 29 年 1 月 11 日(水) ～13 日(金)	福岡センタービル(1-3 号 室全室)	JR・地下鉄博多駅 地下直結

平成 28 年度福祉ビジョン 21 世紀セミナー (旧称：社会福祉トップセミナー) 開催のご案内

～「『ともに生きる豊かな福祉社会』の実現に向けて」～

[趣旨]

本セミナーは、今後のわが国の経済と諸制度改革の動向についての課題や、全国各地にて援助・支援を必要とする人々、援助・支援の手が届いていない人々を支えていくための福祉活動や有機的なネットワークの実践について有識者から提言いただくとともに、各福祉領域において実践を積み重ねてこられているリーダーの皆様から、福祉組織が今後ともに取り組むべき道筋を發議していただき、その活動展開について考察する機会とすることを目的に開催するものです。社会福祉法人・福祉施設、社協、行政、研究者、民生委員・児童委員はじめ、多くの方の御参加をお待ちしております。

[日程] 2016年11月16日(水)～17日(木)

[会場] 全社協・灘尾ホール(東京都千代田区)

- [対象] ① 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員
② 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員
③ 社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、学識経験者
④ 都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員

[内容]

【11月16日(水)】

講演Ⅰ「経済政策からみえるこれからの社会保障～岐路に立つ社会保障制度」

講師 駒村 康平 氏(慶応義塾大学経済学部 教授)

講演Ⅱ「地域包括がもたらす未来/福祉人材確保・育成の展望」

講師 二木 立 氏(日本福祉大学 学長)

講演Ⅲ「共生社会構築に向けた取組みと課題」

講師 本後 健 氏(厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長)

【11月17日(木)】

シンポジウム「ともに生きる豊かな福祉社会構築のための実践活動と今後の取組課題」

シンポジスト／

今田 義夫 氏(日本赤十字社医療センター附属乳児院院長/全国乳児福祉協議会副会長)

山本たつ子 氏(社会福祉法人 天竜厚生会 理事長)

並木香奈子 氏(日本医科大学 街ぐるみ認知症相談センター)

日下 直和 氏(香川県社会福祉協議会 事務局次長)

コーディネーター／宮本 太郎 氏(中央大学法学部 教授)

[定員] 200名

[参加費] 15,000円(宿泊費等は別途)

[締切] 平成28年11月2日(水) ※定員に達し次第締め切ります。

[参加申込先及び宿泊に関するお問い合わせ]

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店(担当：下枝・山辺)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3595-1121 FAX. 03-3595-1119

[セミナーの内容等に関するお問い合わせ]

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 広報室(担当：佐藤、浄閑)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721 z-koho@shakyo.or.jp

[開催要項は以下からダウンロードいただけます]

http://www.shakyo.or.jp/news/20160831_vision21_01.pdf

平成 28 年度全国乳児福祉協議会 公開セミナー ～子どもを守り育てるために～開催のご案内

[趣旨]

国は、平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」を踏まえ、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（平成 28 年 7 月）を設置し、新たな子ども家庭福祉の制度改革全体を鳥瞰し、「家庭養護」「家庭的養護」の定義の明確化や施設機能のあるべき姿、里親・養子縁組の推進等を踏まえた社会的養育体系の再編、18 歳以上の者への支援のあり方等について検討することとしています。

今後は、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）の全面見直しも含め、児童福祉施設で行われる養育の在り方が問われます。本会は、いかなる状況にあっても、「子どもを中心に」検討し、ていねいな養育・支援の実践を積み重ねることが必須と考えています。

本セミナーは、子どもが健やかに成長するための基礎である乳幼児期の「愛着形成」について最新の理論や考え方を学び、今後の施設養護の課題と可能性について理解を深めることで、養育の質の向上をめざすことを目的として開催します。

[主催] 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会

[日時] 平成 28 年 11 月 25 日（金）14:30～17:15

[会場] STANDARD 会議室 虎ノ門ヒルズ FRONT 店 3 階中ホール
（東京都港区虎ノ門 1-22-14 ミツヤ虎ノ門ビル）

[対象] 全国の児童福祉施設関係者や行政職員・社会福祉協議会職員
その他乳幼児養育・保育に関心のある方

[内容] 特別講演
「子ども育ちにおけるアタッチメントとこれからの施設養護」
講師 遠藤 利彦 氏（東京大学大学院教育学研究科 教授）

[定員] 150 名

[参加費] 3,000 円 ※「第 5 回乳児院上級職員セミナー」受講者の参加費は、1,000 円

[締切] 平成 28 年 11 月 10 日（木）※定員に達し次第締め切ります。

[参加申込先及び宿泊に関するお問い合わせ]

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店（担当：波多野）
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3595-1121 FAX. 03-3595-1119

[セミナーの内容等に関するお問い合わせ]

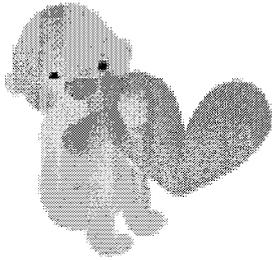
全国乳児福祉協議会・事務局（担当：秋元）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

※お申込みにあたっては、別添の「開催要綱・お申込書」をご参照ください。

子どもの睡眠時に注意すべきこと



仰向け*に

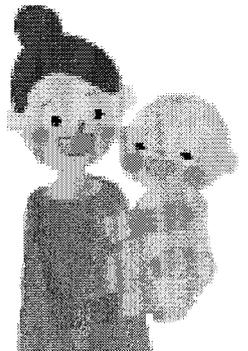


寝かせることが 重要です！

(*医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)



何よりも一人に しないこと！



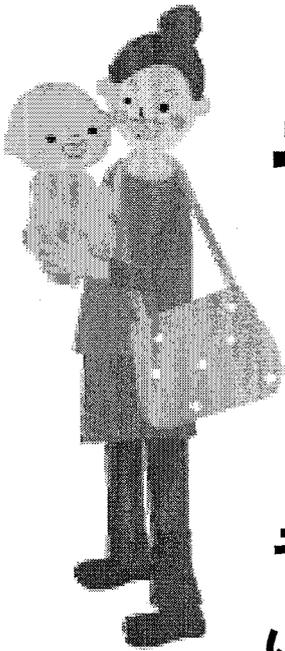
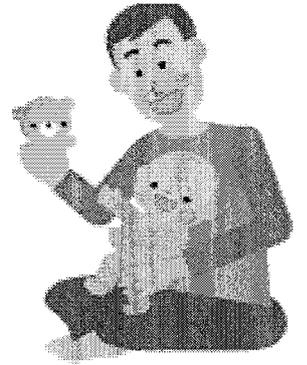
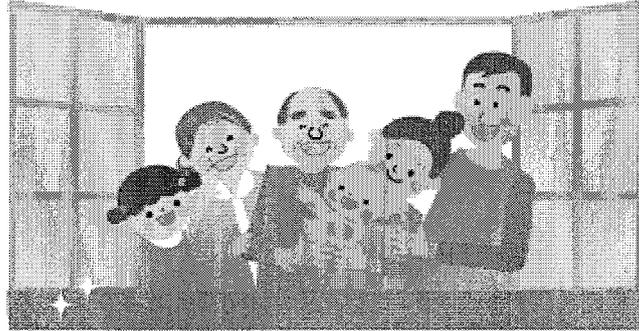
寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*他にも窒息のリスクに気づいた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。

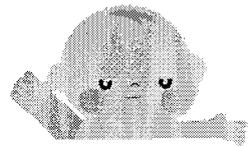




**パパ、ママ、
保育士さん、先生…
子どもに関わる全ての人へ
お願いです！
子どもが眠っている時は
目を離さないでね。**

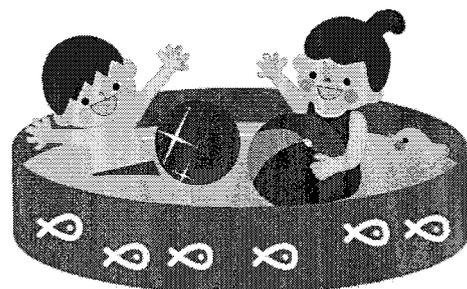
**子どもの死亡事故の多くが、睡眠中の事故です。
子どもの呼吸・表情の変化や、顔色などが
いつでも確認できる環境で寝かせてあげましょう。**

睡眠中は仰向けにし、 子どもを1人にしないようにしましょう



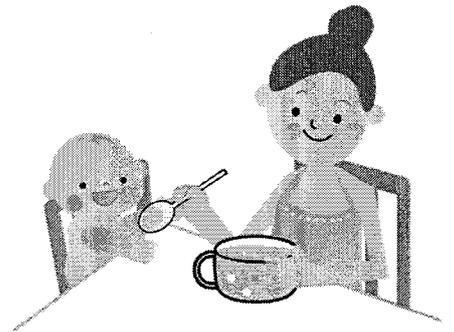
- 子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要です
※医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合は除きます。
- 子どもを一人にせず、寝かせ方に配慮し、安全な睡眠環境を整えましょう
- やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用せず、周りにヒモ、ヒモ状のものを置かないようにしましょう
- 口の中の異物やミルク、食べたもの等の嘔吐物がないか確認しましょう
- 定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検しましょう

プール活動・水遊び時の 監視体制を整えましょう



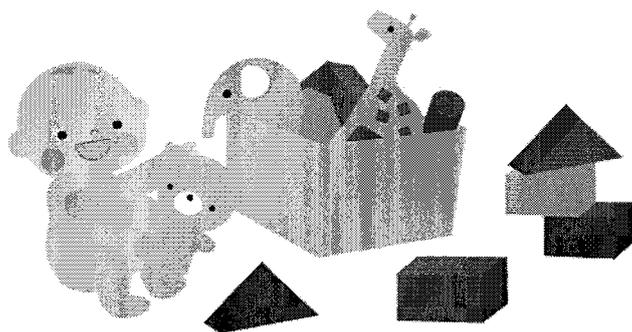
- 専任の監視者とプール指導者とを分けて配置し、監視者は監視に専念、エリア全域をくまなく監視しましょう
- 規則的に目線を動かし、動かない子どもや不自然な動きをしている子どもがいないか常に監視しましょう
- 十分な監視体制の確保ができない場合にはプール活動の中止も選択肢に入れましょう
- 時間的余裕をもってプール活動を行いましょう

食事の時の誤嚥リスクに 注意しましょう

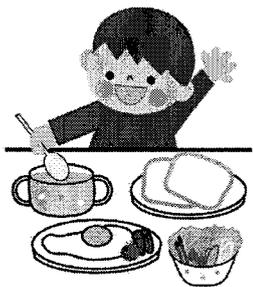


- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで食べさせましょう
- 子どもの口にあった量で与え、飲み込んだことを確認しましょう
- 汁物などの水分を適切に摂らせましょう
- 食事の提供中に驚かせないようにしましょう
- 食事中に眠くなっていないか注意しましょう
- 正しく座っているか注意しましょう

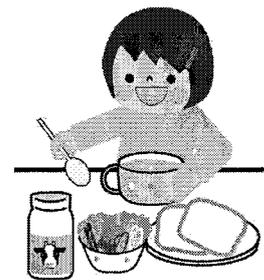
玩具、小物等による 誤嚥リスクに 注意しましょう



- 口に入れると窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物は子どものいる部屋に置かないようにしましょう
- 玩具等は部品が外れない工夫をしたものを使用しましょう
- 子どもが誤嚥につながる物(例: 髪ゴムの飾りなど)を身につけている場合には保護者にも協力を求めましょう
- 窒息の危険性があった玩具や類似の形状のものについては、情報を共有し、使用しないようにしましょう



食物アレルギーの人的 エラーを防ぎましょう



- ・材料等の置き場、調理する場所が紛らわしくないように
にしましょう
- ・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を
明確にしましょう
- ・材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食器、
トレイの色や形を明確に変えましょう
- ・除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違
うものにしましょう
- ・配膳カードを作成し、調理、配膳、食事提供までの間
に2重、3重のチェック体制をとりましょう

事務局（事業受託会社）：株式会社インターリスク総研

平成28年度保育所等事故予防研修

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策については、平成26年9月に検討会を設置し検討を行ってきたところですが、平成26年11月の「中間取りまとめ」、平成27年12月の「最終取りまとめ」を受け、

- (1) 重大事故が発生した場合の報告の仕組み
- (2) 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- (3) 事故の再発防止のための事後的な検証の仕組み

について、地方自治体、施設・事業者に対し通知等により示し、事故報告の仕組みについては平成27年度から、ガイドライン、検証に係る取組については平成28年度から実施しています。

このため、本事業において、保育所等の保育士及び保育従事者を対象に、乳幼児期の発達の特性とアレルギー対応、各園における事故予防・発生防止・事故発生時の対応のためのマニュアルの作成、事故発生後の報告の手法、再発防止のための要因分析、検証等の最新の知見を理解するための研修を実施し、児童に対し安心・安全な保育を行っていくことを目的としています。ぜひ、ご参加ください。

■開催概要

- 主催：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
- 協力：日本保育保健協議会
- 対象：保育所等の保育士及び保育従事者並びにそれに準ずる方
- 会場：東京都、愛知県、大阪府、福岡県において各1回（計4回開催）
- 定員：各会場200名 ※定員になり次第締め切らせていただきます
- 時間：各回14時間程度（3日間）

**参加費
無料**

■プログラム

※都合により変更する可能性があります。各会場の研修日程・研修会場は裏面及びHPをご覧ください。

研修科目	研修内容（予定）	担当講師（予定）
子どもの予防接種と感染症対策	・予防接種の基礎知識 ・保育所等における感染症対策	国立感染症研究所 感染症疫学センター第三室 室長 多屋 馨子 氏
保育所等におけるアレルギー対応	・乳児期の食物アレルギーの基礎知識 ・保育所等におけるアレルギー対応	国立病院機構 福岡病院 名誉院長 西間 三馨 氏
事故防止のための取組み	・事故予防ガイドライン ・事故の発生防止のための取組 ・自らの施設・事業に合わせたマニュアルの作成	東京工科大学客員教授・小児科医 田中哲郎 氏
事故発生時の対応	・事故発生時の対応 ・報告の対象となる重大事故、報告期限、報告ルート ・事故報告様式の記載のポイント	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 学類長 関川芳孝 氏
事故の再発防止のための要因分析と検証	・地方自治体による検証の仕組み ・施設・事業者による事故発生の要因分析、検証の方法	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 学類長 関川芳孝 氏
乳幼児期の発達と事故予防	・乳幼児期の子どもの心身の発達 ・保育者の関わりと事故予防	東京工科大学客員教授・小児科医 田中哲郎 氏

研修日程及び研修会場

地域	研修期間	研修会場	アクセス
東京	平成29年1月25日(水)～27日(金)	TKP神田ビジネスセンター (H301会議室)	JR御茶ノ水駅・神田駅 地下鉄新御茶ノ水駅 ・御茶ノ水駅・淡路町駅 ・小川町駅 徒歩 5 分程度
愛知	平成28年12月20日(火)～22日(木)	名古屋会議室 錦通本町栄店 (17階 ホール B+C)	地下鉄伏見駅 徒歩 5 分程度
大阪	平成28年12月12日(月)～14日(水)	国民會館 (大ホール)	地下鉄・京阪電車天満橋駅 徒歩 5 分程度
福岡	平成29年1月11日(水)～13日(金)	福岡センター ビル (1-3号室全室)	JR・地下鉄博多駅 地下直結

本事業の修了証

(1) 修了証の発行条件

全ての研修科目の受講が確認できた受講者に修了証を発行します。

(2) 修了証の発行

上記(1)が確認でき次第、申込住所に郵送予定です(研修会終了の1か月後を予定しています)。

(3) 修了証の再発行

「氏名」が変更となった場合または修了証を紛失・破損した場合に修了証の再発行を行います。

再発行にあたっては、平成29年3月10日までに研修会事務局である株式会社インターリスク総研へご連絡ください。

申込受付完了後の受講者変更・受講取消について

受講者の変更が必要となった場合または受講取消を行う場合は、速やかに「お問い合わせ先」までご連絡ください。

<お問い合わせ先> 月～金※祝祭日除く 受付時間：10時-12時および13時-17時

平成28年度保育所等事故予防研修 運営事務局 (株式会社インターリスク総研内)
事業リスクマネジメント部 事業継続マネジメントグループ
担当：依田(ヨダ)・齋藤・西村

TEL:03-3255-9075 (本事業専用番号)

FAX:03-5296-8941

Mail: hoiku_jrric@ms-ad-hd.com(本事業専用アドレス)

研修カリキュラム【東京会場】

■タイムスケジュール（予定）

※本スケジュールは予定です。都合により変更になる場合があります。
30分前から会場に入室できます。

日程	時間	項目
1月25日(水)	9:15-9:45	受付
	9:45-10:00	【ガイダンス】
	10:00-12:00	【講義】 子どもの予防接種と感染症対策
	13:00-16:15	【講義】 保育所等におけるアレルギー対応
1月26日(木)	13:00-14:30	【講義】 乳幼児期の発達と事故予防
	14:45-17:30	【講義】 事故防止のための取組み
1月27日(金)	9:15-12:30	【講義】 事故発生時の対応
	13:30-15:30	【講義】 事故の再発防止のための要因分析と検証
	15:30-15:40	【ガイダンス】

研修カリキュラム【愛知会場】

■タイムスケジュール（予定）

※本スケジュールは予定です。都合により変更になる場合があります。
30分前から会場に入室できます。

日程	時間	項目
12月20日(火)	12:30-13:00	受付
	13:00-13:15	【ガイダンス】
	13:15-14:45	【講義】 乳幼児期の発達と事故予防
	15:00-17:45	【講義】 事故防止のための取組み
12月21日(水)	10:00-12:00	【講義】 子どもの予防接種と感染症対策
	13:00-16:15	【講義】 保育所等におけるアレルギー対応
12月22日(木)	9:15-12:30	【講義】 事故発生時の対応
	13:30-15:30	【講義】 事故の再発防止のための要因分析と検証
	15:30-15:40	【ガイダンス】

研修カリキュラム【大阪会場】

■タイムスケジュール（予定）

※本スケジュールは予定です。都合により変更になる場合があります。
30分前から会場に入室できます。

日程	時間	項目
12月12日(月)	12:30-12:30	受付
	13:00-13:15	【ガイダンス】
	13:15-16:30	【講義】 事故発生時の対応
12月13日(火)	10:00-12:00	【講義】 事故の再発防止のための要因分析と検証
	13:00-15:00	【講義】 子どもの予防接種と感染症対策
12月14日(水)	9:00-12:15	【講義】 保育所等におけるアレルギー対応
	13:15-14:45	【講義】 乳幼児期の発達と事故予防
	15:00-17:45	【講義】 事故防止のための取組み
	17:45-17:55	【ガイダンス】

研修カリキュラム【福岡会場】

■タイムスケジュール（予定）

※本スケジュールは予定です。都合により変更になる場合があります。
30分前から会場に入室できます。

日程	時間	項目
1月11日(水)	12:30-13:00	受付
	13:00-13:15	【ガイダンス】
	13:15-16:30	【講義】 保育所等におけるアレルギー対応
1月12日(木)	10:00-12:00	【講義】 子どもの予防接種と感染症対策
	13:00-14:30	【講義】 乳幼児期の発達と事故予防
	14:45-17:30	【講義】 事故防止のための取組み
1月13日(金)	9:15-12:30	【講義】 事故発生時の対応
	13:30-15:30	【講義】 事故の再発防止のための要因分析と検証
	15:30-15:45	【ガイダンス】

FAX : 03-5296-8941

MAIL : hoiku_irric@ms-ad-hd.com

--	--	--

<FAX・MAIL専用>
受講申込書

平成28年度保育所等事故予防研修

ふりがな (お名前)	年齢	性別
	才	1 : 男性 2 : 女性
勤務先種別 ※○をつけてください	1. 認可保育所 2. 幼保連携型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 幼稚園型認定こども園 5. 地方裁量型認定こども園 6. 小規模保育事業 7. 家庭的保育事業 8. 居宅訪問型保育事業 9. 事業所内保育事業 10. 地方単独保育事業(認証保育所等) 11. 認可外保育施設 12. 認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター) 13. その他()	
現職名 ※○をつけてください	1. 保育士・保育教諭 2. 副主任保育士・副主任保育教諭 3. 主任保育士・主幹保育教諭 4. 副所長・副園長・副施設長 5. 所長・園長・施設長 6. 看護師・保健師 7. その他()	
現職の経験年数	年	保育従事者としての経験年数 年
受講希望開催地 ※○をつけてください	1. 東京 2. 愛知 3. 大阪 4. 福岡	
法人名 (民営のみ)		
勤務先住所	〒 -	
電話番号		
メールアドレス ※受講票送付に使用します		
備考		

【※ご注意】

- ・お申込み受付後メールにて受講票を発行いたします。メールアドレスを必ずご記入ください。
- ・申込書の項目は全てご記入ください。空白がある場合、無効となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・各項目の選択肢については、該当の数字に「○」をつけてください。「その他」を選択した場合は必ず詳細をご記入ください
- ・「現職の経験年数」欄及び「保育従事者としての経験年数」欄は月数を切り上げてください。(例：1年3か月の場合、2年)
- ・「備考」欄は特記・報告事項があればご記入ください。

【個人情報のお取り扱いについて】

申込書に記載いただきましたお客様の情報は、厳重に保管し、本事業以外で使用することはありません。

■ 申し込み方法

- ①WEB申込み → 「<http://www.irric.co.jp/2016hoiku>」よりお申込み下さい。
 - ②FAX・MAIL申込み → 「受講申込書」(本ページ)に必要な事項をご記入の上、お申込みください。
- ※お申込みは先着順で定員に達し次第受付締切とします。お申込を確認した後、受講票をお送りします。

平成28年度全国乳児福祉協議会 公開セミナー ～子どもを守り育てるために～ 開催要綱

1. 趣 旨

国は、平成28年5月27日に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」を踏まえ、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（平成28年7月）を設置し、新たな子ども家庭福祉の制度改革全体を鳥瞰し、「家庭養護」「家庭的養護」の定義の明確化や施設機能のあるべき姿、里親・養子縁組の推進等を踏まえた社会的養育体系の再編、18歳以上の者への支援のあり方等について検討することとしています。今後は、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）の全面見直しも含め、児童福祉施設で行われる養育の在り方が問われます。本会は、いかなる状況にあっても、「子どもを中心に」検討し、ていねいな養育・支援の実践を積み重ねることが必須と考えています。

本セミナーは、子どもが健やかに成長するための基礎である乳幼児期の「愛着形成」について最新の理論や考え方を学び、今後の施設養護の課題と可能性について理解を深めることで、養育の質の向上をめざすことを目的として開催します。

2. 主 催

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会

3. 期 日

平成28年**11月25日**(金)

4. 参加費

3,000円 (資料代として/昼食代・宿泊費は含みません)

※「第5回乳児院上級職員セミナー」受講者の参加費は、1,000円です。

5. 参加対象

全国の児童福祉施設関係者や行政職員、社会福祉協議会職員、その他乳幼児養育・保育に関心のある方。

6. 定 員

150名

7. 会 場

STANDARD 会議室 虎ノ門ヒルズ FRONT 店 3階中ホール
(東京都港区虎ノ門 1-22-14 ミツヤ虎ノ門ビル)

8. 日程・プログラム

平成 28 年 **11 月 25 日(金)**

時間	プログラム
14:00 ~ 14:30	受付
14:30 ~ 14:35	開会 開会挨拶 (全国乳児福祉協議会)
14:35 ~ 17:05	特別講演 「子どもの育ちにおけるアタッチメントとこれからの施設養護」 東京大学大学院教育学研究科 教授 遠藤 利彦 氏
17:05 ~ 17:15	閉会 閉会挨拶 (全国乳児福祉協議会)

● 特別講演 (14:35 ~ 17:05)

「子どもの育ちにおけるアタッチメントとこれからの施設養護」

講師：遠藤 利彦 氏 (東京大学大学院教育学研究科 教授)



≪遠藤利彦氏プロフィール≫

昭和 61 年 東京大学教育学部卒業。平成 4 年 東京大学大学院教育学研究科 博士課程単位取得退学 博士 (心理学)。東京大学教育学部 助手、聖心女子大学 文学部 講師、九州大学大学院人間環境学研究院 助教授、京都大学大学院教育学研究科 准教授、東京大学大学院教育学研究科 准教授を経て、平成 25 年から現職。平成 27 年 7 月より東京大学発達保育実践政策学センター 副センター長を兼務。

9. 参加申し込み方法

- (1) 締切 平成 28 年 **11 月 10 日(木)**
- (2) 申込書の送付先および参加費送金先
名鉄観光サービス株式会社新霞が関支店 (別添案内書参照)
- (3) 変更・取り消しについて
申込締切日以後の参加費の返金はいたしません。資料の送付をもって対応いたします。
参加者・宿泊等の変更・取消が必要な場合の手続きや条件は、別紙案内書をご参照ください。

10. 申込書記入事項の取扱いについて

申込書に記入された個人情報は、とりまとめ先：名鉄観光サービス株式会社新霞が関支店が申込者との連絡の際に使用します。また、本会事務局に提供されます。

本会では、申込書に記載された事項のうち、「都道府県名」「所属先」「氏名」「職名」をもとに参加者名簿を作成し、当日資料として印刷します。なお、参加者名簿は、参加者相互の情報交換・交流促進を図るための基礎的資料とすることが目的です。また、下記 11. の保険手続きのため、必要な情報を利用・提供します。

11. 行事用保険加入のご案内

主催者が、参加者全員分の加入を申し込みます。そのため本研修の申込書には、性別・年齢の記入欄がございますので、ご了解ください。この保険では、研修参加中および往復途上のケガや賠償責任が補償されます。

12. 問合せ先

〔申込書の送信等〕

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店 (担当：波多野^{ハタノ})

TEL 03-3595-1121 FAX 03-3595-1119

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階

〔セミナー内容等〕

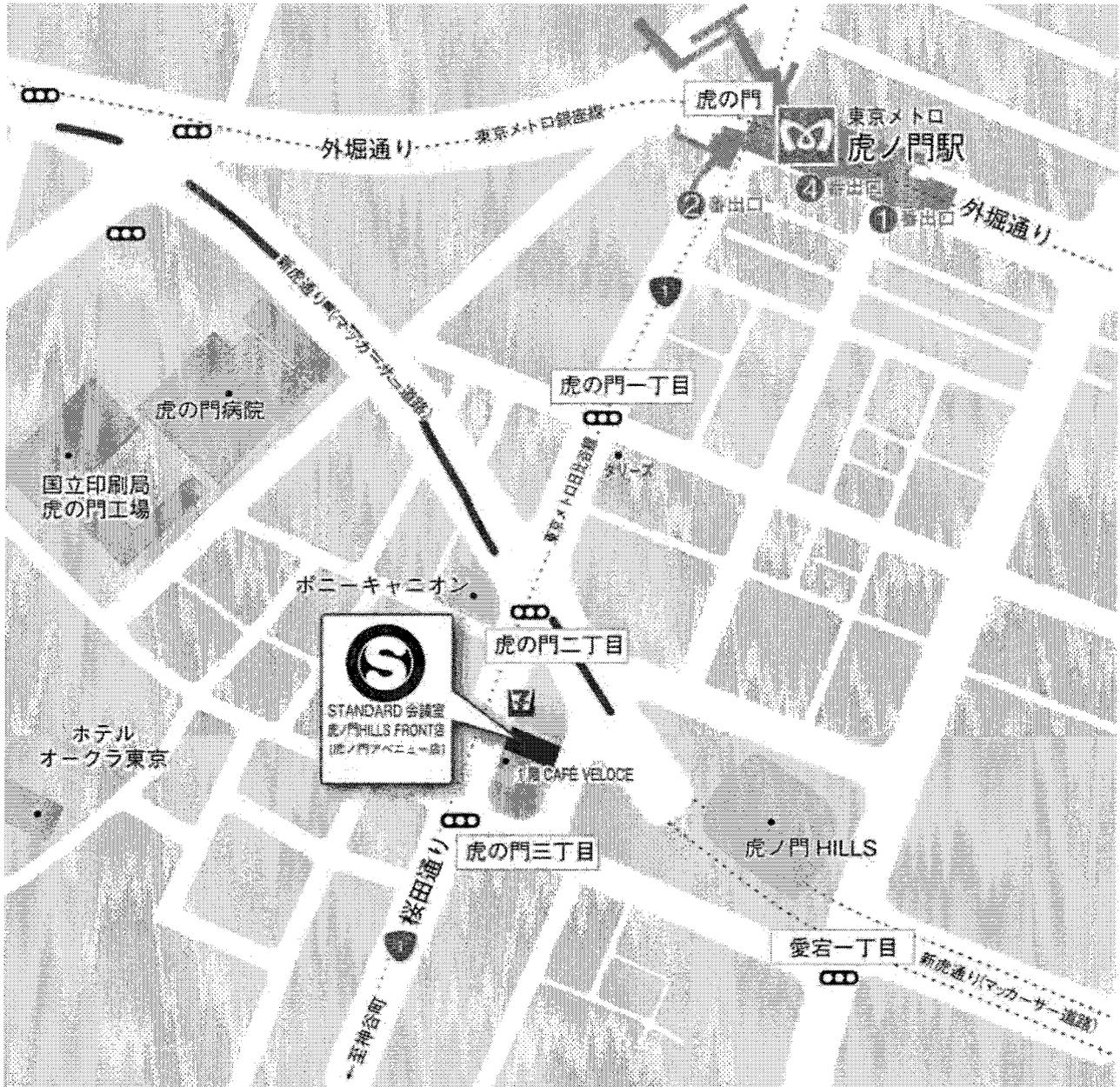
全国乳児福祉協議会・事務局 (担当：秋元)

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

※手話通訳、要約筆記など、参加にあたりご要望があれば、ご相談ください。

会場地図



住所・電話番号

住所 東京都港区虎ノ門1-22-14 ミツヤ虎ノ門ビル 2階・3階・5階・6階
電話 TEL.03-5719-4894

Address

アクセス方法

電車でお越しのお客様

東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅 4番出口より徒歩5分

Access

平成 28 年度 全国乳児福祉協議会 公開セミナー
 ～子どもを守り育てるために～
参加申込書 [11月25日(金)開催]

■お申込み、ご送金方法について

- ①セミナー参加のお申込みは本申込書にご記入の上名鉄観光サービス㈱新霞が関支店までFAXにてお申込みください。
- ②事務手続の都合上、**11月10日(木)**を申込締切日とさせていただきます。
- ③締切日以前でも定員(150名)に達した時点で申込受付を終了させていただきますので予めご了承ください。
- ④申込締切日以降お申込み内容に基づき、参加券および振込依頼書をご郵送させていただきます。振込依頼書到着後費用のご送金をお願いします。

■セミナー参加費 参加者 1 名につき 3,000 円(資料代として)

■申込後の変更、参加取消について

変更、取消等のご連絡は申込書を変更箇所がわかるよう訂正の上FAXにて名鉄観光サービス㈱新霞が関支店までご連絡ください。申込締切日以後の参加費の返金はいたしません。資料の送付をもって対応いたします。

【申込欄】 名鉄観光サービス㈱新霞が関支店までFAXにてお申込みください

送信日	平成 28 年 月 日	新規申込	内容変更	参加取消
都道府県名	所属先			
施設所在地 (参加券送付先)	郵便番号 ※参加券等の発送先となりますので、郵便番号・住所は正確にご記入ください。			
	住所			
	電話	FAX	申込担当者 様	
通信欄				

	参加者氏名	職名	性別	年齢	備考
1	フリガナ	職名			
	氏名				
2	フリガナ	職名			
	氏名				
3	フリガナ	職名			
	氏名				

【費用計算欄】 申込内容に基づく費用計算をお願いします。

セミナー参加費 (資料代)	3,000 円	×	() 名様分	= 合計() 円
-------------------------	---------	---	---------	-------	-----

<申込書送信先> (送信状は不要です)
FAX 03-3595-1119

名鉄観光サービス株式会社
新霞が関支店 担当 波多野、山辺
 電話 03-3595-1121
 受付時間 平日 9:30~17:30(土日祝日休業)